参考資料2

# 世界遺産に関する基礎データ集

令和２年３月

## 目 次


１．世界遺産全般について
世界遺産条約.....P. 3
世界遺産委員会.....P. 4
イコモス（ICOMOS）.....P. 5
世界遺産一覧表への記載要件.....P. 6
世界遺産一覧表への記載プロセス.....P. 7
我が国の世界遺産.....P. 8
我が国の世界遺産暫定一覧表.....P. 9
世界遺産登録数の推移.....P. 10
地域別の世界遺産登録数.....P. 11
世界遺産登録数上位20カ国.....P. 12
世界遺産登録数の少ない国.....P. 13
危機遺産の推移.....P. 14

２．世界遺産の登録について
イコモスによる新規推薦に係る審査の動向.P. 16
諮問機関の勧告と世界遺産委員会における
審査結果.....P. 17
世界遺産一覧表の現状.....P. 18
審査件数・推薦件数の上限の変遷.....P. 19
2020年審査から適用される審査件数・
推薦件数のルール.....P. 20
グローバル・ストラテジー.....P. 21
世界遺産条約履行に関する戦略目標(5C)...P. 22
アップストリーム・プロセス.....P. 23
真正性に関する奈良文書.....P. 24
特定の種類の資産に係る世界遺産一覧表への
記載に関するガイドライン.....P. 25

３．我が国における世界遺産に関する取組について
世界遺産を巡る国内の主な動き.....P. 29
我が国の世界遺産（地域分布）.....P. 30
我が国における世界遺産・暫定一覧表
記載資産（時代別・分野別）.....P. 31
暫定一覧表の推移.....P. 32
平成18～20年の暫定一覧表追加記載の調査・審議.P. 33
稼働中の産業遺産の取扱い.....P. 35

４．登録された世界遺産の保護について
世界遺産に求められる保護措置.....P. 38
世界遺産一覧表からの抹消事例.....P. 44
国内法制度（文化財保護法）.....P. 45
世界遺産における国指定等文化財数.....P. 46
緩衝地帯の主な担保法令.....P. 47
保存活用計画・包括的保存管理計画の
策定状況／協議会等の設置状況.....P. 48
世界遺産への訪問者数.....P. 49
世界遺産における過疎化等の状況.....P. 53
過疎地域等における課題.....P. 54
国内法制度の見直し(文化財保護法の改正)...P. 55
世界遺産保護に関する取組事例.....P. 57
来訪者管理／多様な主体の連携
／情報発信／遺産影響評価
世界遺産の保護に向けた支援.....P. 62
文化財保存事業費補助事業.....P. 63
地域文化財総合活用推進事業等.....P. 64
（参考）無形文化遺産.....P. 69
（参考）日本遺産.....P. 70

# １．世界遺産全般について

## 世界遺産条約

名　称：「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」
(Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)
目　的：文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として保護するため、国際的な協力・援助の体制を確立することを目的とする。
文化遺産の対象：①記念物、②建造物群、③遺跡（不動産）
登録数：1,121件（文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件）（2019年7月現在）

【関係略年表】

| | |
|---|---|
| 1946 | UNESCO設立 |
| 1972 | 世界遺産条約採択（1975 発効） |
| 1977 | 世界遺産条約履行のための作業指針策定 |
| 1978 | 最初の世界遺産12件登録 |
| 1981 | 世界遺産登録数100件を超える |
| 1992 | 日本の世界遺産条約締結 |
| 1994 | 「真正性に関する奈良文書」採択 |
| 1994 | 「不均衡の是正及び代表性、信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」採択 |
| 1996 | 世界遺産登録数500件を超える |
| 2002 | 世界遺産条約採択30周年。「世界遺産条約履行の戦略的目標」採択（ブダペスト宣言） |
| 2003 | 無形文化遺産の保護に関する条約採択（2004 日本の条約締結、2006 条約発効） |
| 2007 | 「世界遺産条約履行の戦略的目標」にCommunity追加「５C」 |
| 2010 | アップストリーム・プロセス（パイロット・プロジェクト）開始 |
| 2011 | 「世界遺産条約履行に関する戦略的行動計画2012-2022」策定 |
| 2012 | 世界遺産条約40周年（「京都ビジョン」採択） |
| 2014 | 世界遺産登録数1,000件を超える |
| 2019 | 世界遺産登録数1,121件、条約締約国数193ヵ国 |

# 世界遺産委員会

○世界遺産委員会は、世界遺産条約第８条に基づき設置された締約国21ヵ国から成る政府間委員会で、世界遺産の保全状況、世界遺産一覧表への記載候補の審議や、世界遺産基金による国際的援助要請の審査など、条約の履行に関する重要な決定を行っている。事務局はユネスコの世界遺産センター。

○委員国の任期は規定上６年。ただし、自主的に４年とする運用が行われており、２年に一度、締約国総会において半数が改選される。また、任期終了後は次の立候補までに６年の期間をおくこととなっている。

○我が国は1992年に条約を締結して以降、1993～1999年、2003～2007年、2011年～2015年に委員国を務めている。

【現在の委員国】

| 地　域 | 任期2019-2023 | 任期2017-2021 |
|---|---|---|
| 西欧 | | スペイン、ノルウェー |
| 東欧 | ロシア | ボスニア・ヘルツェゴビナ、ハンガリー |
| 中南米 | | ブラジル、グアテマラ、セントクリストファー・ネイビス |
| アジア・大洋州 | タイ | 中国、オーストラリア、キルギス |
| アフリカ | エジプト、エチオピア、マリ、ナイジェリア、南アフリカ | ウガンダ |
| 中東 | オマーン、サウジアラビア | バーレーン |

（参考）
第44回世界遺産委員会
日　程：2020年6月29日～7月9日
場　所：福州（中国）



# イコモス（ICOMOS）

○名　称　：国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites)

○所在地　：パリ

○設立年　：１９６５年

○会　長　：河野　俊行（日本、九州大学教授）

○概　要　：　イコモスは、「世界遺産」をはじめ、遺跡・建造物等の保存を目的とした国際非政府間組織（ＮＧＯ）。第二次大戦を機に構想され、ユネスコの支援を受けて開催された国際会議において記念物と遺跡の保存と修復に関する国際憲章（通称「ヴェニス憲章」）が採択されたことを受け、設立された。現在、世界150カ国以上から建築家、歴史学者、考古学者、美術史家、地理学者、人類学者、都市計画家、ジャーナリストなど約9500人が参加している。
　また、各国には地域組織として国内委員会が置かれ、我が国においては西村幸夫委員長（東京大学大学院教授）をはじめとする約430名が参加。

○世界遺産とのかかわり
：　イコモスは、世界遺産条約に基づき、その専門分野に関して世界遺産条約の履行に関し、世界遺産委員会に対し助言を行う。この一環で、世界遺産一覧表への記載を推薦された文化遺産について、各国の推薦書の書面審査及び保存管理状況の現地調査を実施し、役員等約30名で構成する「世界遺産パネル」において一覧表記載の適否を評価している。

# 世界遺産一覧表への記載要件

**１．価値の証明**

（１）顕著な普遍的価値

（Outstanding Universal Value）

*国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値*

※登録基準（ｉ）～（ⅵ）の少なくとも一つを満たすことが必要

（２）真実性（Authenticity）

*オリジナルの状態を維持していること*

（３）完全性（Integrity）

*価値を表すものの全体が残っていること*

**２．保護措置**

（１）構成資産保護

（２）緩衝地帯（Buffer Zone）の設定

（３）管理計画の策定

登録基準（文化遺産の場合）

(i)人類の創造的才能を表す傑作である。

(ii)ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。

(iii)現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。

(iv)人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。

(v)ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている。

(vi)顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること（ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。



# 世界遺産一覧表への記載プロセス

暫定一覧表に記載

↓

推薦案件として選定　【文化審議会（文化庁）】　（夏頃）

↓

ユネスコ世界遺産センターへ暫定版推薦書を提出（形式審査）　（９月30日まで）※任意

↓

正式版推薦書を提出
【文化審議会（文化庁）、世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省）での承認を経て閣議了解】　（翌年の２月１日まで）

↓

イコモスによる審査（現地調査・書類審査）　（翌年の夏～冬頃）

↓

イコモス勧告（注）　（翌々年の５月頃）

↓

世界遺産委員会における審議・決定（注）　（翌々年の６～７月頃）

（注）イコモス勧告と世界遺産委員会決議の区分
①記　　載：世界遺産一覧表に記載。
②情報照会：追加情報の提出を求めた上で次回以降の審議に回す。
③記載延期：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。
④不 記 載 ：記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

※世界遺産委員会における審査は、平成32年（2020）より各国、文化遺産・自然遺産あわせて年１件、全体で35件に制限。
※イコモス（International Council on Monuments and Sites － 国際記念物遺跡会議）
：世界遺産委員会の諮問機関。文化財の修復、再生等を行う国際非政府間組織（NGO）。1964年設立。本拠地はパリ。

## 我が国の世界遺産（文化遺産19件、自然遺産４件）

| 記　載　物　件　名 | 所在地 | 記載年 | 区分 |
|---|---|---|---|
| ①　法隆寺地域の仏教建造物 | 奈良県 | H5 | 文化 |
| ②　姫路城 | 兵庫県 | H5 | 文化 |
| ③　屋久島 | 鹿児島県 | H5 | 自然 |
| ④　白神山地 | 青森県・秋田県 | H5 | 自然 |
| ⑤　古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市） | 京都府・滋賀県 | H6 | 文化 |
| ⑥　白川郷・五箇山の合掌造り集落 | 岐阜県・富山県 | H7 | 文化 |
| ⑦　原爆ドーム | 広島県 | H8 | 文化 |
| ⑧　厳島神社 | 広島県 | H8 | 文化 |
| ⑨　古都奈良の文化財 | 奈良県 | H10 | 文化 |
| ⑩　日光の社寺 | 栃木県 | H11 | 文化 |
| ⑪　琉球王国のグスク及び関連遺産群 | 沖縄県 | H12 | 文化 |
| ⑫　紀伊山地の霊場と参詣道 | 三重県・奈良県・和歌山県 | H16 | 文化 |
| ⑬　知床 | 北海道 | H17 | 自然 |
| ⑭　石見銀山遺跡とその文化的景観 | 島根県 | H19 | 文化 |
| ⑮　小笠原諸島 | 東京都 | H23 | 自然 |
| ⑯　平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群- | 岩手県 | H23 | 文化 |
| ⑰　富士山-信仰の対象と芸術の源泉 | 山梨県・静岡県 | H25 | 文化 |
| ⑱　富岡製糸場と絹産業遺産群 | 群馬県 | H26 | 文化 |
| ⑲　明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業 | 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県 | H27 | 文化 |
| ⑳　国立西洋美術館（ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献ー） | 東京都（他フランス・ドイツ・スイス・ベルギー・アルゼンチン・インド） | H28 | 文化 |
| ㉑「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 | 福岡県 | H29 | 文化 |
| ㉒長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 | 長崎県・熊本県 | H30 | 文化 |
| ㉓百舌鳥・古市古墳群―古代日本の墳墓群― | 大阪府 | R1 | 文化 |

8

## 我が国の世界遺産暫定一覧表（文化遺産６件）

①　古都鎌倉の寺院・神社ほか（神奈川県）

②　彦根城（滋賀県）

③　飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（奈良県）

④　北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群
（北海道・青森県・岩手県・秋田県）

⑤　金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（新潟県）

⑥　平泉–仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群–
（拡張）（岩手県）

# 世界遺産登録数の推移

2019年7月現在

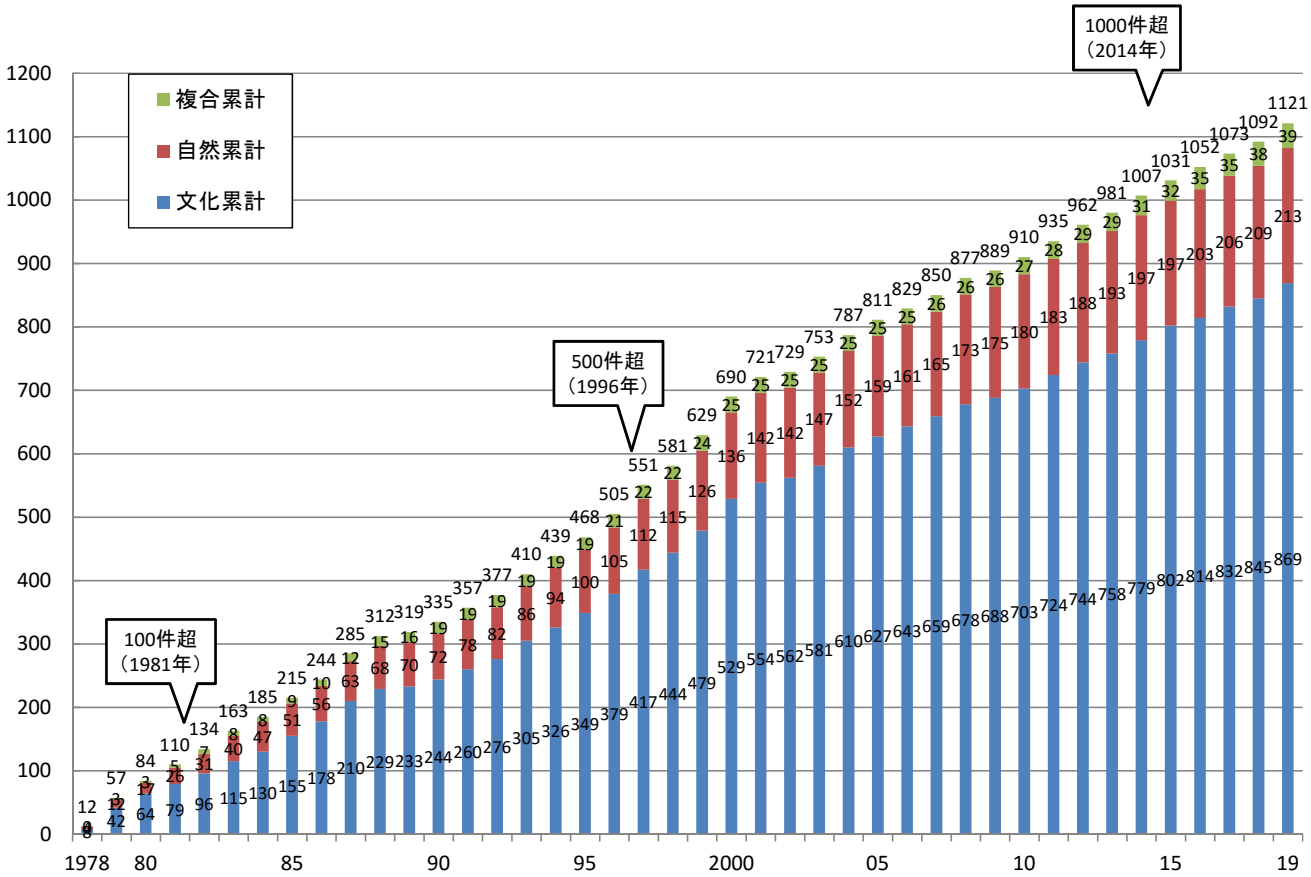




# 地域別の世界遺産登録数

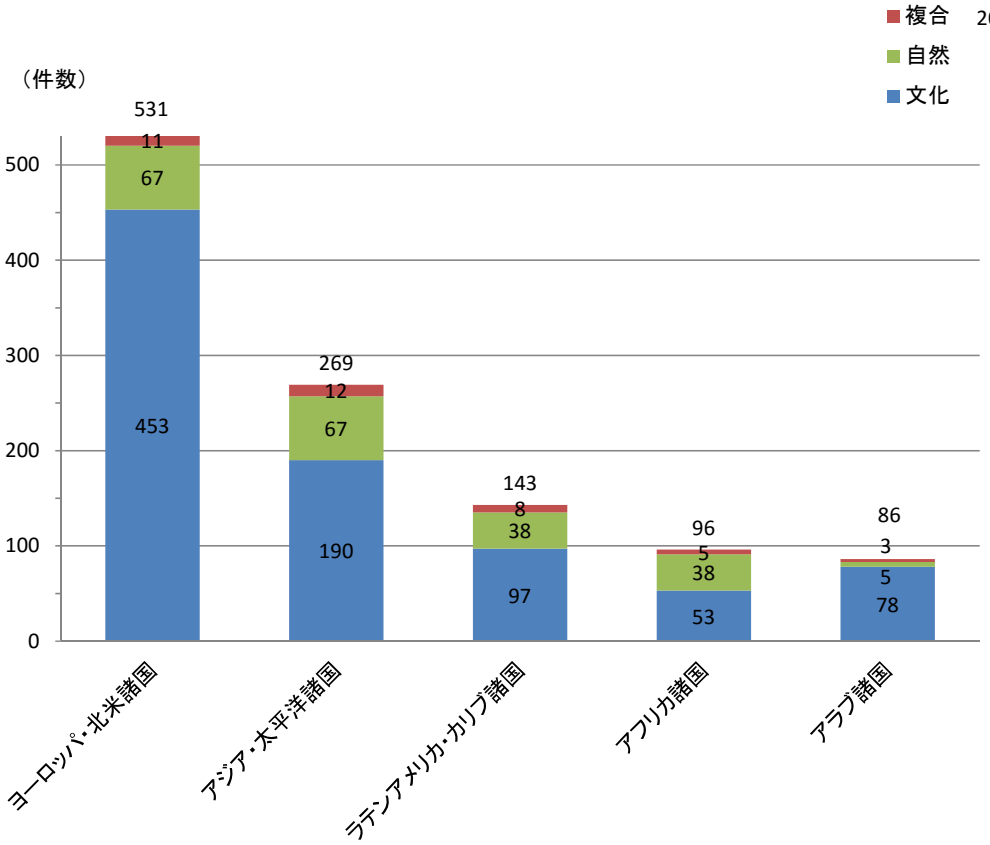


※「オヴス・ヌール盆地」はヨーロッパ・北米諸国（ロシア）、アジア・太平洋諸国（モンゴル）の2地域でカウント
※「ル・コルビュジエの建築作品」は南米・カリブ諸国（アルゼンチン）、ヨーロッパ・北米諸国（ベルギー、フランス、ドイツ、スイス）、アジア・太平洋（インド、日本）の3地域でカウント
※「ダウリアの景観郡」はヨーロッパ・北米諸国（ロシア）、アジア・太平洋諸国（モンゴル）の2地域でカウントしている。

# 世界遺産登録数上位２０ヵ国

2019年7月現在

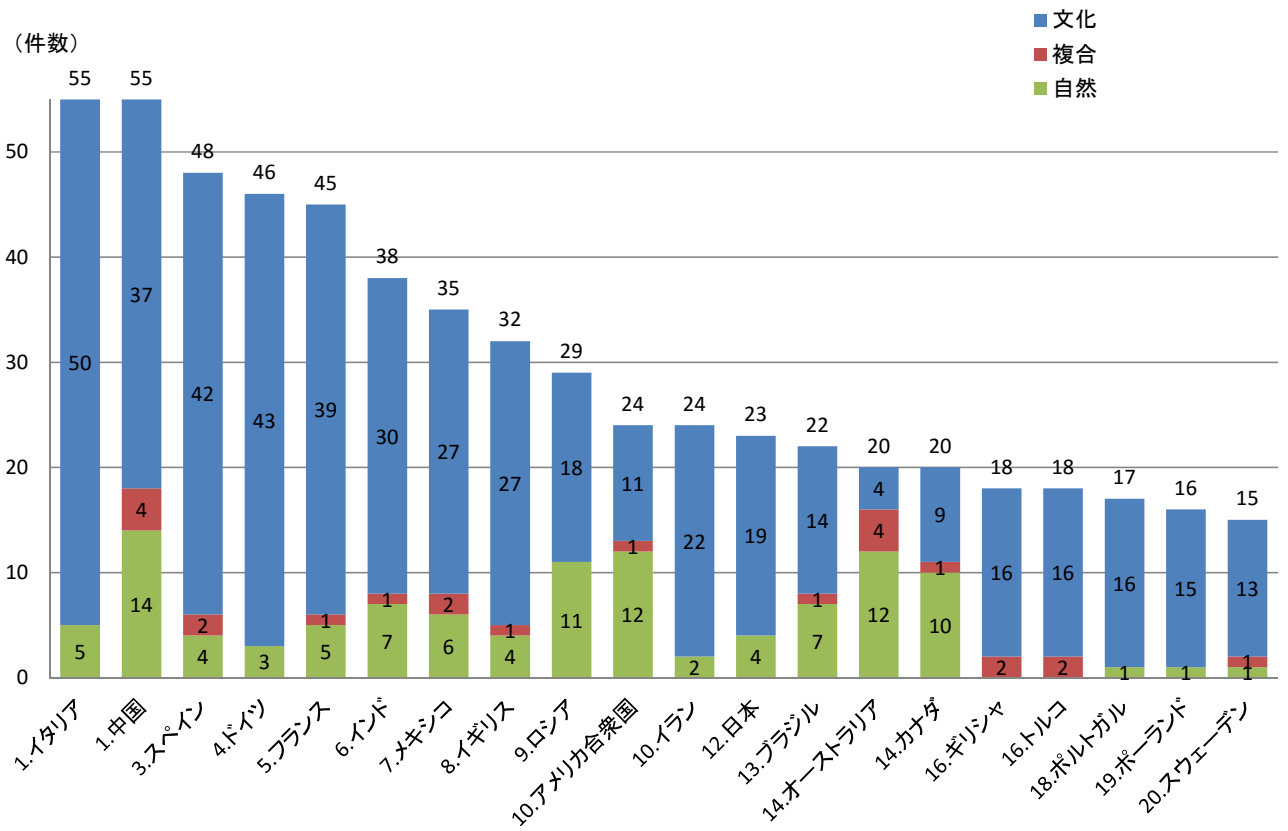




# 世界遺産登録数の少ない国

2019年7月現在

## ○ 世界遺産登録数が０の国

：193締約国中26ヵ国（13.5%）

| 地　　域 | 国数 | 割合 | 国　　名 |
|---|---|---|---|
| アフリカ諸国 | １１ | 42.3% | ブルンジ、コモロ、ジブチ、赤道ギニア、ギニアビサウ、リベリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、エスワティニ王国、南スーダン |
| アラブ諸国 | 1 | 3.9% | クウェート |
| アジア・太平洋諸国 | 8 | 30.7% | ブータン、クック諸島、モルディブ、ニウエ、サモア、トンガ、ブルネイ、東ティモール |
| ヨーロッパ・北米諸国 | 1 | 3.9% | モナコ |
| ラテンアメリカ・カリブ諸国 | 5 | 19.2% | グレナダ、ガイアナ、セントビンセント、トリニダード・トバゴ、バハマ |
| 計 | ２６ | 100% | |

## ○ 世界遺産登録数が１の国

：193締約国中37ヵ国（19.2%）

| 地　　域 | 国数 | 割合 | 国　　名 |
|---|---|---|---|
| アフリカ諸国 | １０ | 27.1% | アンゴラ、エリトリア、カーボベルデ、ガボン、ギニア、モザンビーク、トーゴ、ザンビア、レソト、コンゴ |
| アラブ諸国 | 2 | 5.4% | アラブ首長国連邦、カタール |
| アジア・太平洋諸国 | 9 | 24.3% | キリバス、マーシャル諸島、パプアニューギニア、ソロモン諸島、バヌアツ、フィジー、パラオ共和国、シンガポール、ミクロネシア |
| ヨーロッパ・北米諸国 | 5 | 13.5% | アンドラ、ルクセンブルク、モルドバ、サンマリノ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 |
| ラテンアメリカ・カリブ諸国 | １１ | 29.7% | バルバドス、ベリーズ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、ハイチ、パラグアイ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、ジャマイカ、アンティグア・バーブーダ |
| 計 | ３８ | 100% | |

# 危機遺産の推移

2019年7月現在

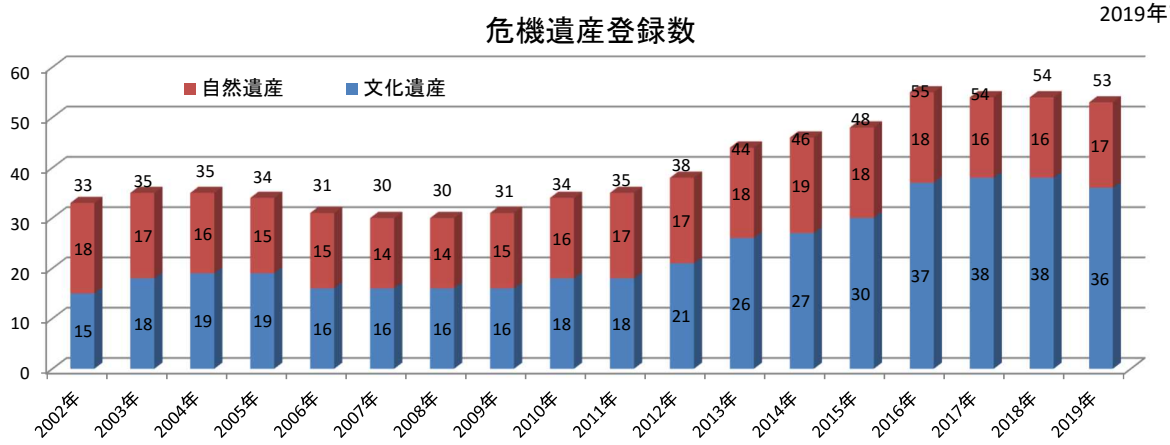


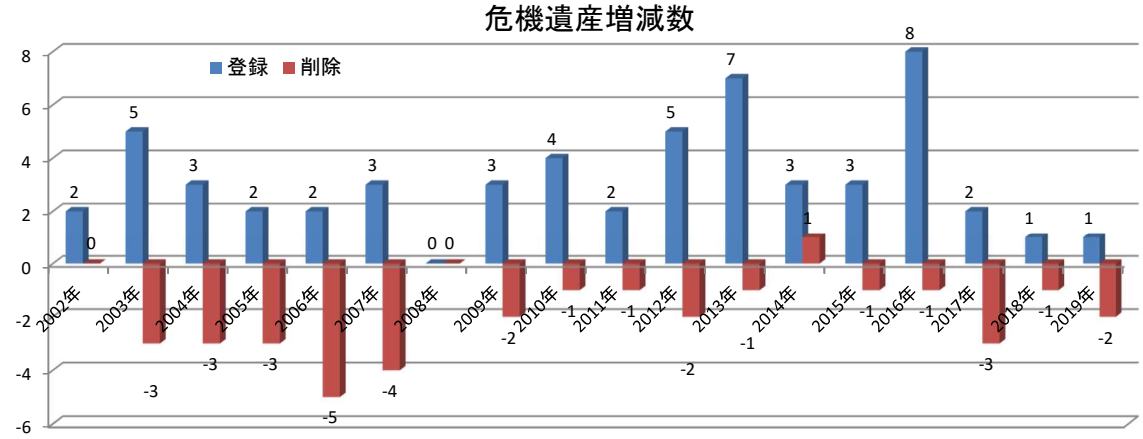




# ２．世界遺産の登録について

# イコモスによる新規推薦に係る審査の傾向（文化遺産）

## ○ 平成21～令和元年におけるイコモスによる「記載」勧告の件数及び割合

| | H21 (2009) | H22 (2010) | H23 (2011) | H24 (2012) | H25 (2013) | H26 (2014) | H27 (2015) | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R1 (2019) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 審査件数 | 19 | 19 | 22 | 21 | 17 | 26 | 28 | 14 | 18 | 19 | 28 |
| 「記載」勧告 | 7 | 4 | 7 | 6 | 9 | 9 | 16 | 7 | 9 | 8 | 19 |
| 割合 | 36.8% | 21.1% | 31.8% | 28.6% | 52.9% | 34.6% | 57.1% | 50.0% | 50.0% | 42.1% | 67.9% |

## ○ 平成21～令和元年におけるイコモスによる勧告の内訳】

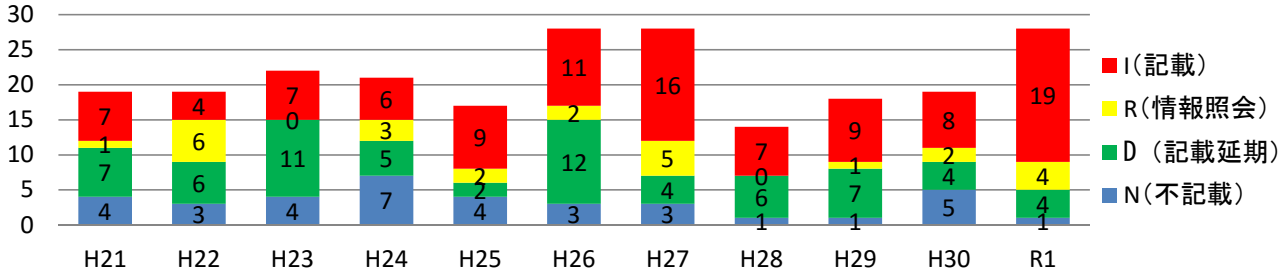


※1　新規推薦：
・当年の審査案件のうち、拡張申請案件及び再推薦案件（過去に記載延期や情報照会の決議を受けて改めて提出したもの）は除く。
・イコモス勧告以前に取り下げられた案件は「審査件数」に含めない。
※2　文化遺産：
・自然遺産及び複合遺産は件数に含めない



# 諮問機関の勧告と世界遺産委員会における審査結果

| | 審査件数（A） | 登録数（B） | 採択率（B/A） | 勧告通り記載（C） | （C／B） | 勧告より評価が上がって記載のもの（D） | （D／B） | うち記載延期から記載になったもの（E） | （E／B） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2008年（第32回） | 38 | 27 | 71.1% | 20 | 74.1% | 7 | 25.9% | 2 | 7.4% |
| 2009年（第33回） | 21 | 13 | 61.9% | 11 | 84.6% | 2 | 15.4% | 0 | 0.0% |
| 2010年（第34回） | 28 | 21 | 75.0% | 10 | 47.6% | 11 | 52.4% | 5 | 23.8% |
| 2011年（第35回） | 32 | 25 | 78.1% | 12 | 48.0% | 13 | 52.0% | 10 | 40.0% |
| 2012年（第36回） | 32 | 26 | 81.3% | 14 | 53.8% | 12 | 46.2% | 4 | 15.4% |
| 2013年（第37回） | 27 | 19 | 70.4% | 17 | 89.5% | 2 | 10.5% | 0 | 0.0% |
| 2014年（第38回） | 32 | 26 | 81.3% | 15 | 57.7% | 11 | 42.3% | 8 | 30.8% |
| 2015年（第39回） | 32 | 24 | 75.0% | 19 | 79.2% | 5 | 20.8% | 0 | 0.0% |
| 2016年（第40回） | 26 | 21 | 80.8% | 12 | 57.1% | 9 | 42.9% | 7 | 33.3% |
| 2017年（第41回） | 23 | 19 | 82.6% | 11 | 57.9% | 7 | 36.8% | 6 | 31.6% |
| 2018年（第42回） | 22 | 14 | 63.6% | 8 | 57.1% | 6 | 42.9% | 1 | 7.1% |
| 2019年（第43回） | 34 | 29 | 85.3% | 22 | 75.9% | 7 | 24.1% | 2 | 6.9% |

※採択率＝（自然・文化・複合の新規登録件数）／（自然・文化・複合の新規審査件数（拡張申請及び取り下げを除く））

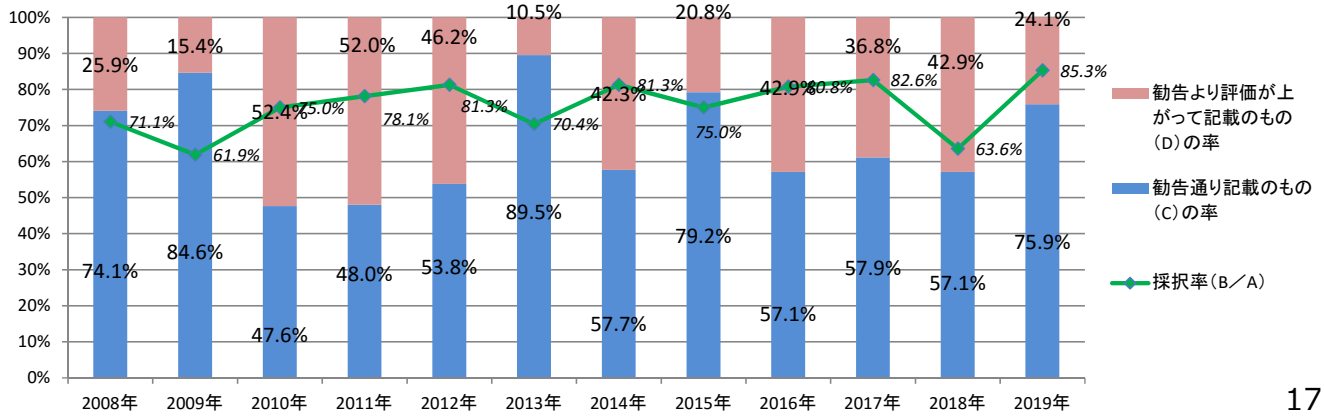

# 世界遺産一覧表の現状

数値は2019年7月現在

## １．世界遺産（自然遺産・文化遺産）登録数における地域的不均衡

〇欧州・北米諸国の世界遺産登録数（全体の47.2%）が圧倒的に多く、アフリカ諸国（8.5%）、アラブ諸国（7.6%）、ラテンアメリカ諸国（12.7%）の登録数が少ない。

〇締約国のうち、40件以上の世界遺産をもつ締約国（イタリア（55）、中国（55）、スペイン（48）、ドイツ（46）、フランス（45））がある一方、登録数ゼロの締約国が全体の約13.5%（26カ国）を占める。

## ２．自然遺産と文化遺産の数的不均衡

〇文化遺産と自然遺産の登録数に大きな差がある（文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件）。

〇文化遺産は欧州が多数を占めるのに対し、自然遺産はアフリカ、アメリカ、オセアニアに偏っている。

## ３．文化遺産の類型別の不均衡

〇建造物、歴史的都市、宗教遺産、考古遺産などの類型の遺産が数多く登録され、世界の文化遺産における多様性と世界遺産一覧表の現状にはギャップがあるとの指摘がある。（2004年第28回世界遺産委員会におけるグローバルストラテジーの評価に関するイコモス報告参照）



# 審査件数・推薦件数の上限の変遷

2002（平成12）年の第24回世界遺産委員会（豪州・ケアンズ）において、各国からの毎年の推薦件数や全体の審査案件の上限数にかかる規定が導入され、その後、以下のとおり改定されてきている。

| 世界遺産委員会の開催年 | 全体の審査上限 | 各国の推薦上限 | 主な条件 |
|---|---|---|---|
| 2000(H12)第24回委員会(豪州・ケアンズ) | 30 | 1 | ・世界遺産のない国は適用除外 |
| 2004(H16)第28回委員会(中国・蘇州) | 45 | 2 | ・各国の推薦2件のうち1件は自然遺産とする |
| 2005(H17)第29回委員会(南アフリカ・ダーバン) | 45 | 2 | ・各国の推薦2件のうち1件は自然遺産とする<br>・複数国にまたがる案件は代表国の枠1件としてカウント |
| 2007(H19)第31回委員会(ニュージーランド・クライストチャーチ) | 45 | 2 | ・2件のうち1件を自然遺産とする条件を撤廃<br>・45件を超えた場合、世界遺産のない国などを優先する<br>・複数国にまたがる案件は代表国の枠1件としてカウント |
| 2011(H23)第35回委員会(フランス・パリ) | 45 | 2 | ・各国の推薦2件のうち1件は自然遺産又は文化的景観とする<br>・45件を超えた場合、世界遺産のない国などを優先する<br>・複数国にまたがる案件は代表国の枠1件としてカウント<br>・本ルールの適用は2014年の審査から |
| 2016(H28)第40回委員会臨時会合(フランス・パリ) | 35 | 1 | ・2件のうち1件を自然遺産又は文化的景観とする特別枠の廃止<br>・35件を超えた場合、世界遺産のない国などを優先する<br>・複数国にまたがる案件は代表国の枠1件としてカウント<br>・本ルールの適用は2020年の審査から |

# 2020年審査から適用される審査件数・推薦件数のルール

第40回ユネスコ世界遺産委員会臨時会合（2016年10月パリ）において以下の通り決定し、「世界遺産条約履行のための作業指針」に反映。2018年2月2日から適用（2020年の審査（2018年度推薦案件）から適用）。

〇毎年の審査件数の上限を各国1件とする（現在別枠の自然遺産や文化的景観の例外の廃止）。
〇全体の審査の上限を45件から35件とする。

〇上限を超える推薦案件がある場合の優先順位は以下の通り。
①登録資産のない国の案件
②登録資産が３件以下の国の案件
③35件の上限に達したことにより過去に審査を受けられなかった案件（2021年以降適用）
④自然遺産
⑤複合遺産
⑥複数国による案件・国境をまたがる案件
⑦アフリカ・太平洋・カリブ地域の案件
⑧過去20年の間に条約を批准した国の案件
⑨過去５年ないしそれ以上の期間に推薦を行っていない国の案件
⑩任期中の審査を辞退した元委員国の案件（任期終了後４年間のみ適用）

〇上記の基準に照らした上で順位が決まらない案件の優先順位付けは、世界遺産センターが推薦書を受領した日の先着順とする。

〇⑥の複数国による案件・国境をまたがる案件について、提出を行う国は関係国間で決定できるものとし、当該案件は提出国の件数にはカウントされない。

〇本ルールは試行的に４年間実施し、第46回世界遺産委員会（2022年夏）において見直しを行う。



# グローバル・ストラテジー

〇「世界遺産一覧表における不均衡の是正及び代表性・信頼性の確保のためのグローバル・ストラテジー」（The Global Strategy for a Balanced, Representative and Credible World Heritage List)は、1994年６月の専門家会合（パリ）の報告を踏まえ、同年12月の第18回世界遺産委員会（プーケット）で採択された、世界遺産一覧表における主な格差を特定し、それらを解消するための戦略。

〇当時の世界遺産一覧表は、ヨーロッパの遺産、歴史的都市、宗教建築、キリスト教関連資産、有史時代の遺産等に偏っており、生きた文化や伝統的文化は十分に反映されていないと指摘。

〇このような状況を踏まえ、条約未締結の国の参加や世界遺産のない国からの登録推薦を促進するとともに、人間と自然の共存や相互作用に関する事例など、従来積極的に対象とされてこなかった事例に焦点を当て、学術研究を進める必要性を指摘。既に比較研究が進んでいる分野として、産業遺産、20世紀の建築遺産、文化的景観などが取り上げられた。

〇グローバル・ストラテジー導入の10年後、2004年の第28回世界遺産委員会（蘇州）において、評価が行われ、世界遺産のない締約国の割合は減少したものの、世界文化遺産は建造物、歴史的都市、宗教遺産、考古遺産に偏っており、地域間や類型間の不均衡の是正に向けて、各国の暫定一覧表のさらなる充実が求められるとされた。

（参考）「世界遺産条約履行のための作業指針」（抜粋）

第55条　グローバル・ストラテジーは、世界遺産一覧表に残る主なギャップを特定し、その穴を埋めることを意図している。そのために、より多くの国が条約締約国となり、第62条に規定されている暫定リスト及び世界遺産一覧表記載推薦書を作成することを促進する。

第56条　締約国及び諮問機関は、事務局その他のパートナーと協力してグローバルストラテジーの履行に参加することが求められる。この目的のために、地域別、テーマ別のグローバルストラテジー会議が開催され、比較研究及びテーマ別研究が行われてい。（略）

第57条　世界遺産一覧表において、文化遺産と自然遺産との間に均衡を保つため、あらゆる努力を払う必要がある。

第58条　世界遺産一覧表に記載される資産の合計数に、制限は課されていない。

第59条　世界遺産一覧表における不均衡を是正し、代表性と信用性を確保するため、締約国は各国の遺産がすでに一覧表に十分代表されているかどうか検討し、もし十分代表されているようであれば、下記により追加の推薦書提出の間隔をあけるように求められる。
a) 自発的取組みとして、締約国自身が定める条件に従って推薦の間隔をあけること。
b) 申請を、十分代表されていない分野の資産に限定すること。
c) 各推薦を、十分代表されていない締約国の推薦にリンクさせること。
d) 新たな推薦の提出を一時的に自粛すること。

# 世界遺産条約履行に関する戦略目標（５Ｃ）

戦略目標（Strategic Objectives）とは、条約の履行を促進するために世界遺産委員会が策定する目標であり、現在は以下の５点が定められている。（「世界遺産条約履行のための作業指針」第26条）
①世界遺産一覧表の**信頼性（Credibility）**の強化
②世界遺産の効果的な**保全（Conservation）**の確実な担保
③締約国における効果的な**人材育成（Capacity-building）**の促進
④**コミュニケーション（Communication）**を通じた世界遺産に関する普及啓発、参画及び支援の増大
⑤世界遺産条約の履行における**コミュニティ（Communities）**が果たす役割の強化

【経 緯】

1992年　第16回世界遺産委員会において最初の「戦略的方針」（Strategic Orientations）採択
・条約採択から20年の取組の評価を行うとともに、今後取り組むべき５つの目標を設定
（１）世界遺産に登録されるべき遺産の特定、（２）世界遺産一覧表の代表性・信頼性の確保、（３）世界遺産の適切な保存と管理、（４）体系的なモニタリング、（５）幅広い市民の普及啓発、参画、支援

2002年　第26回世界遺産委員会において「世界遺産に関するブダペスト宣言」採択
・条約採択から30年の節目において世界遺産条約の理念を再確認し、今後さらに条約未締結の国の参加及び世界遺産として未だ網羅されていない遺産の登録・保護を促進
・様々な関係者の関与・協働を進めるため、①信頼性（Credibility）、②保全（Conservation）、③人材育成（Capacity-building）、④コミュニケーション（Communication）の４つの戦略目標を設定（４Ｃ）

2007年　第31回世界遺産委員会において戦略目標に⑤コミュニティを追加する決議採択（５Ｃ）

2011年　第18回締約国会議において「世界遺産条約履行に関する戦略的行動計画2012-2022」採択
・５Ｃを踏まえ、2022年までの10年間で目指すべきビジョン、ゴール、アクションプランを設定

2012年　世界遺産条約40周年記念会合において「京都ビジョン」採択
・世界遺産保護におけるコミュニティ参画の重要性を強調し、持続可能な開発のためには遺産から生じる利益がコミュニティに公正に分配されることが必要であること等を提言



# アップストリーム・プロセス

世界遺産一覧表への推薦書を提出する前に実施される助言・協議・分析等の手続き。推薦書の評価段階に入ってから重大な問題に直面する推薦を低減するため、推薦の初期段階から諮問機関及び世界遺産センターが締約国を支援することを可能とするもの。推薦を検討するできるだけ早い段階からアップストリーム・プロセスを実施することが望ましいとされている。（「世界遺産条約履行のための作業指針」第122条）

【経 緯】

2009年　第33回世界遺産委員会において暫定一覧表及び推薦プロセスの検証・発展の実施が決議

2010年　アップストリーム・プロセスに関する専門家会合の開催（４月）
・推薦プロセス改善のための方策の検討

第34回世界遺産委員会（７～８月）
・2011年からのパイロット・プロジェクトの実施を決議（諮問機関と世界遺産センターが各地域グループごとに１～２件の案件を選定し、試験的に推薦書の準備作業について支援を実施。その後の調整で西欧・北米は候補案件の提案を差し控え、それ以外の各地域２件ずつの計10件を選定）

2012年　第36回世界遺産委員会においてパイロット・プロジェクトの進捗状況について報告

2015年　第39回締約国会議において作業指針にアップストリーム・プロセスを明文化（第122条等）

2017年　第41回世界遺産委員会
・定常的なアップストリーム・プロセスの実施に向けて、試行的に2018～2019年の２年間において年間10件を上限に申請を受け付けること、上限を超えた場合は世界遺産のない国など登録審査の優先順位（作業指針第61条）に準じて候補を選定することを決議

2018年　第42回世界遺産委員会
・試行初年度の最初の申請期限であった2018年３月までに計16件の申請があり、諮問機関が内容について検討中であることが報告された。

# 真正性に関する奈良文書

**１．概　要**

〇1994年11月に奈良で開催された「真正性に関する奈良会議」で採択された文書であり、「文化と遺産の多様性」や「価値とオーセンティシティ」に関する見解を示すもの。

・文化遺産とその管理に対する責任は、第一にその文化を作り上げた文化圏に、次いでその文化を保管している文化圏に帰属する。（第８項）

・オーセンティシティの審査は、固定された評価基準の枠内で成し得るものではなく、その遺産に固有な文化に根ざして考慮されるべきである。（第11項）

〇現代社会における文化と遺産の多様性を尊重するニーズに応える国際宣言として世界から受け止められており、世界遺産委員会の議論において、真正性の考え方についての基本的コンセンサスとして引用されることも多い。

**２．背　景**

〇世界文化遺産の登録に当たって求められる「真正性（オーセンティシティ）」とは、遺産がオリジナルな状態を保っていることに疑いがない状態を指す。この理念は、石や煉瓦を建造物の主材料とするヨーロッパで形成・発展し、ベニス憲章（1964年）の中で、国際的合意に基づく修復の基本原理として明確に示された。

〇木の文化を有する我が国は、木造建築の健全さを保持するために、部材（屋根葺や木部等）の周期的な一部取替え等を行うことがある。このような取扱いに関しては、ベニス憲章が提示する修理原則を厳密に適用できない部分があり、日本の文化財建造物のオーセンティシティに疑問を抱く海外専門家もいた。

〇日本の伝統的な木造建造物の価値及びその保存修理法の適正さに対する国際社会の正しい理解を求める我が国と、世界の文化の多様性への対応を重視する世界遺産センター及びイコモスにより奈良会議が開催され、参加者全員の賛成により奈良文書が採択された。



# 特定の種類の資産に係る世界遺産一覧表への記載に関するガイドライン①

〇世界遺産委員会は特定の種類の遺産を個別に定義し、推薦の際の資産の価値付け等を支援する特定の指針（ガイドライン）を採用している。（「世界遺産条約履行のための作業指針」付属資料３）

〇これらは各種専門家会合やイコモスによるテーマ別研究の成果を反映したものであり、現時点では「文化的景観」、「歴史的町並みと街区」、「運河に係る遺産」、「遺産としての道」の４種類が定義されている。

**「特定の種類の資産の世界遺産一覧表への記載に関するガイドライン」（抜粋）**

**１．文化的景観**

（１）定義と類型

〇「文化的景観」は文化遺産であり、条約第1条に定める「自然と人間の共同作品（combined works of nature and of man）」である。「文化的景観」は人間と人間を取り巻く自然環境との相互作用の多様性を表現するものであり、主に以下の３つの類型に分類される。

①人間の意志により設計され、意図的に創り出された景観

②有機的に進化してきた景観

（ｉ）進化の過程が過去のある時期に突然又は時代を超えて残存している（あるいは化石化した）景観

（ⅱ）伝統的な生活様式と密接に結びつき、現代社会の中で活発な社会的役割を保ち、進化の過程が今なお進行中の継続している景観

③自然的要素の強力な宗教的、芸術的又は文化的な関連性によって定義される景観

（２）世界遺産一覧表への登録

〇「文化的景観」が示す総合性を適切に代表するものであることが必要である。また、文化的に重要な交易と交流のネットワークを代表するような、広範囲にわたる資産を対象とすることもあり得る。

〇保護と管理のための一般的な基準は「文化的景観」においても等しく適用される。文化的及び自然的な両側面から捉えられる景観について、その価値に寄与する全ての範囲への保護措置に留意することが重要である。また、登録推薦は地域社会の協力と合意の下に準備されるべきである。

（参考）登録例

キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観（2000、キューバ）、ライン渓谷上流中部（2002、ドイツ）、トカイ地方のワイン産地の文化的景観　（2002、ハンガリー）、バーミヤン渓谷の文化的景観と古代遺跡群（2003、アフガニスタン）、紀伊山地の霊場と参詣道（2004、日本）、リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群（2006、メキシコ）、首長ロイ・マタの地（2008、バヌアツ）、五台山（2009、中国）　等

## 特定の種類の資産に係る世界遺産一覧表への記載に関するガイドライン②

**２．歴史的町並みと街区**

〇世界遺産一覧表への登録にふさわしい都市特有の建造物群は、以下に示す３つの主な類型に分類され、それぞれの観点からその重要性について検討される。

①現在そこに人が暮らしていないが、変わらずに過去の考古学的証拠を示している町並み

②現在もそこに人が暮らしている歴史的町並みであって、まさにその特質によって、社会経済的、文化的な変化の影響を受けて発展してきたもので、なおかつ発展し続けているもの

③２０世紀の新しい町並みであって、逆説的とも言えるが上記の２つのカテゴリーに通じる共通点を同時に有しているもの

（参考）登録例

古都ホイアン（1999、ベトナム）、ウィーン歴史地区（2001、オーストリア）、中世市場都市プロヴァンス（2001、フランス）、パルパライーソの海上都市の歴史的町並み（2003、チリ）、マカオの歴史記念物群（2005、中国）、ボルドー、月の港（2007、フランス）　等

**３．運河に係る遺産**

〇運河は、人間が巧みに計画した水路である。この種の文化遺産は歴史的又は技術的観点から顕著な普遍的価値を持ち得る。このような意味での運河は記念碑的な作品、線状に延びる「文化的景観」のうちの特例、あるいは複合的な「文化的景観」の統合された構成要素として理解される。

〇運河に係る遺産の重要性は「技術」、「経済」、「社会」及び「景観」の観点に基づき検討されうる。

（参考）登録例

ミディ運河（1996、フランス共和国）、中央運河にかかる４機の水力式リフトとその周辺のラ・ルヴィエール及びル・ルー（エノー）（1998、ベルギー）、リドー運河（2008、カナダ）等



## 特定の種類の資産に係る世界遺産一覧表への記載に関するガイドライン③

**４．遺産としての道**

（１）定義と類型、世界遺産一覧表への登録

〇遺産としての道」の概念は豊かで創造力に富むものであり、相互理解、歴史への複合的なアプローチ、平和の文化がすべて作用する特別な枠組みを提供する。

〇「遺産としての道」は有形の資産により構成されており、国や地域を越えた交流や多面的な対話をもたらすことから文化的に重要であり、道に沿って展開される空間的、時間的な移動の相互作用を例証している。

（２）世界遺産一覧表への登録

〇「遺産としての道」の世界遺産一覧表への登録においては、以下の観点が検討されるべきである。その際には、道を取り巻く自然環境の枠組み及び無形的及び象徴的な次元をも留意することとする。

（ｉ）顕著な普遍的価値を保持している。

（ⅱ）「遺産としての道」の概念は、

・移動の活動力とやり取りの観念が、時間的にも空間的にも継続していることに基づき、

・道を構成している単なる集合を超越する価値を有し、その道が獲得している文化的重要性を通じて、総体を包括し、

・国家間若しくは地域間のやり取りと対話に焦点を当て、

・発展することで宗教的、商業的、行政的その他の初期の目的に追加された異なる諸側面によって、多次元的である。

（ⅲ）「遺産としての道」は、「文化的景観」の特殊で動的なタイプとして認識されうるものである。

（ⅳ）「遺産としての道」の特定は、道そのものの重要性の証明と物的諸要素の集積による。

（ｖ）真正性の状態に関する判断はその道の地面の状態と「遺産としての道」を構成するその他の諸要素に適用されるべきである。その場合、道の区間のほか、今日においてどれほど利用されているかと同時に、その影響下にある人々の発展に対する妥当な願いに留意することとする。

（参考）登録例

サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路（1993、スペイン）、紀伊山地の霊場と参詣道（2004、日本）　等

# ３．我が国における世界遺産に関する取組について

## 世界遺産を巡る国内の主な動き

| | 国内の主な動き | 暫定一覧表の作成に関する動き | 世界遺産登録 |
|---|---|---|---|
| H4(1992) | 条約の国会承認・発効 | 4～7月　調査研究協力者会議<br>9月　暫定一覧表提出<br>（法隆寺、古都奈良、古都京都、鎌倉、厳島神社、琉球、姫路城、彦根城、日光、白川郷、屋久島、白神山地） | H5　法隆寺<br>姫路城<br>白神山地<br>屋久島 |
| H6(1994) | 11月　世界遺産に関する奈良会議（「真正性に関する奈良文書」採択） | 9月　暫定一覧表に追加記載（原爆ドーム） | H6　古都京都 |
| H9(1997) | 1～2月　第1回全国世界遺産都市会議（京都） | | H7　白川郷 |
| H11(1999) | 8月　ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護事務所（奈良）設置<br>10月　第1回世界遺産関係府県主管課長会議（広島）（以降毎年開催） | | H8　厳島神社<br>原爆ドーム |
| H12(2000) | 5月　世界自然遺産会議（鹿児島） | 9月　文化財保護審議会世界遺産条約特別委員会設置<br>11月　「世界遺産条約特別委員会の審議結果について」（報告） | H10　古都奈良<br>H11　日光<br>H12　琉球 |
| H13(2001) | 9月　アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議（和歌山） | 4月　暫定一覧表に追加記載（平泉、紀伊山地、石見銀山） | |
| H16(2004) | 10月　有形文化遺産と無形文化遺産保護の統合的アプローチに関する国際会議（奈良）（「大和宣言」採択） | 1月　暫定一覧表に追加記載（知床） | H16　紀伊山地 |
| H18(2006) | | 9月　文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会設置<br>自治体からの提案受付け（第1回） | H17　知床 |
| H19(2007) | | 1月　「世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について」（報告）<br>暫定一覧表に追加記載（飛鳥、富岡、長崎、富士山、小笠原）<br>9月　暫定一覧表に追加記載（コルビュジエ）<br>自治体からの提案受付け（第2回） | H19　石見銀山 |
| H20(2008) | | 9月　「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化遺産の追加に係る調査・審議の結果について」（報告） | |
| H21(2009) | 4月　文化庁記念物課に世界文化遺産室設置 | 1月　暫定一覧表に追加記載（縄文、明治日本、宗像） | |
| H22(2010) | | 11月　暫定一覧表に追加記載（佐渡、百舌鳥） | |
| H24(2012) | 3月　文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会設置<br>4月　部会の下に世界文化遺産特別委員会設置<br>11月　世界遺産条約採択40周年記念会合 | 9月　暫定一覧表に追加記載（平泉（拡張）） | H23　平泉<br>小笠原 |
| H26(2014) | 10月　奈良文書20周年記念会合（奈良） | | H25　富士山<br>H26　富岡 |
| H27(2015) | 10月　国際イコモス50周年記念等事業（福岡） | | H27　明治日本<br>H28　コルビュジエ |
| H29(2017) | 4月　文化審議会世界文化遺産部会設置 | | H29　宗像<br>H30　長崎 |
| H30(2018) | 10月　文化庁文化資源活用課に文化遺産国際協力室設置 | | R1　百舌鳥 |

# 我が国の世界遺産（地域分布）

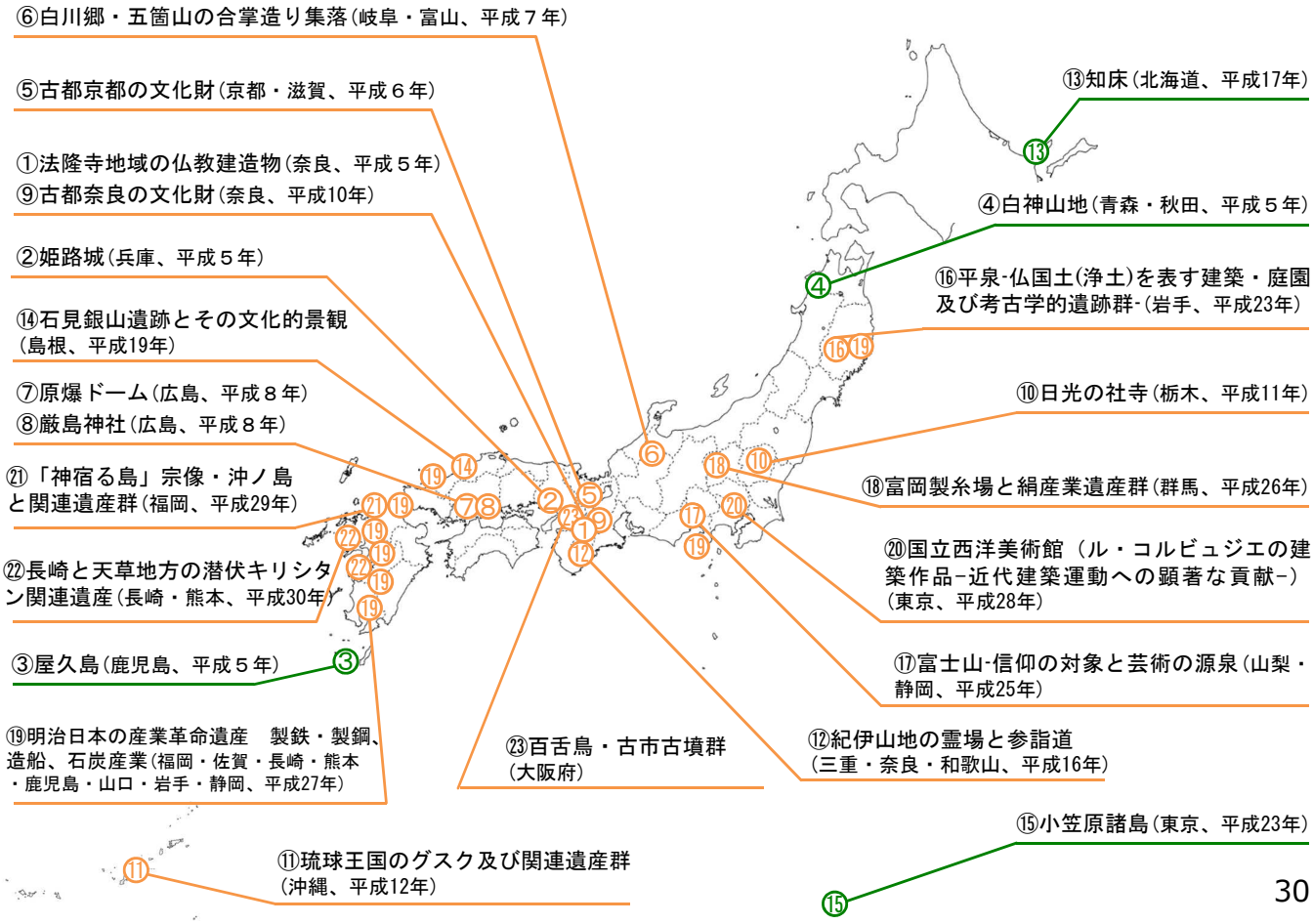




# 我が国の世界遺産・暫定一覧表記載資産（時代別・分野別）

| 分野＼時代 | 旧石器 | 縄文 | 弥生 | 古代 | | | | 中世 | | 近世 | 近現代 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 古墳 | 飛鳥 | 奈良 | 平安 | 鎌倉 | 室町 | 江戸 | |
| 建築 | | | | | | 法隆寺 | 古都京都<br>厳島神社 | 鎌倉 | 琉球グスク | 姫路城<br>日光 | 白川郷・五箇山<br>西洋美術館 |
| 庭園 | | | | | | | 平泉 | | | | |
| モニュメント | | | | 百舌鳥・古市 | | | | | | | 原爆ドーム |
| 都市 | | | | | | 古都奈良 | | | | 彦根城 | |
| 遺跡 | | 北海道・北東北 | | | 飛鳥・藤原 | | | | | | |
| 信仰 | | | | | | | | 紀伊山地 | | 富士山<br>潜伏キリシタン | |
| | | | | 宗像・沖ノ島 | | | | | | | |
| 土木 | | | | | | | | | | | |
| 産業 | | | | | | | | | 石見銀山 | 佐渡 | 富岡<br>明治日本 |
| 土地利用（文化的景観） | | | | | | | | | | | |

赤字：登録済みの世界遺産
下線：暫定一覧表記載資産

# 暫定一覧表の推移

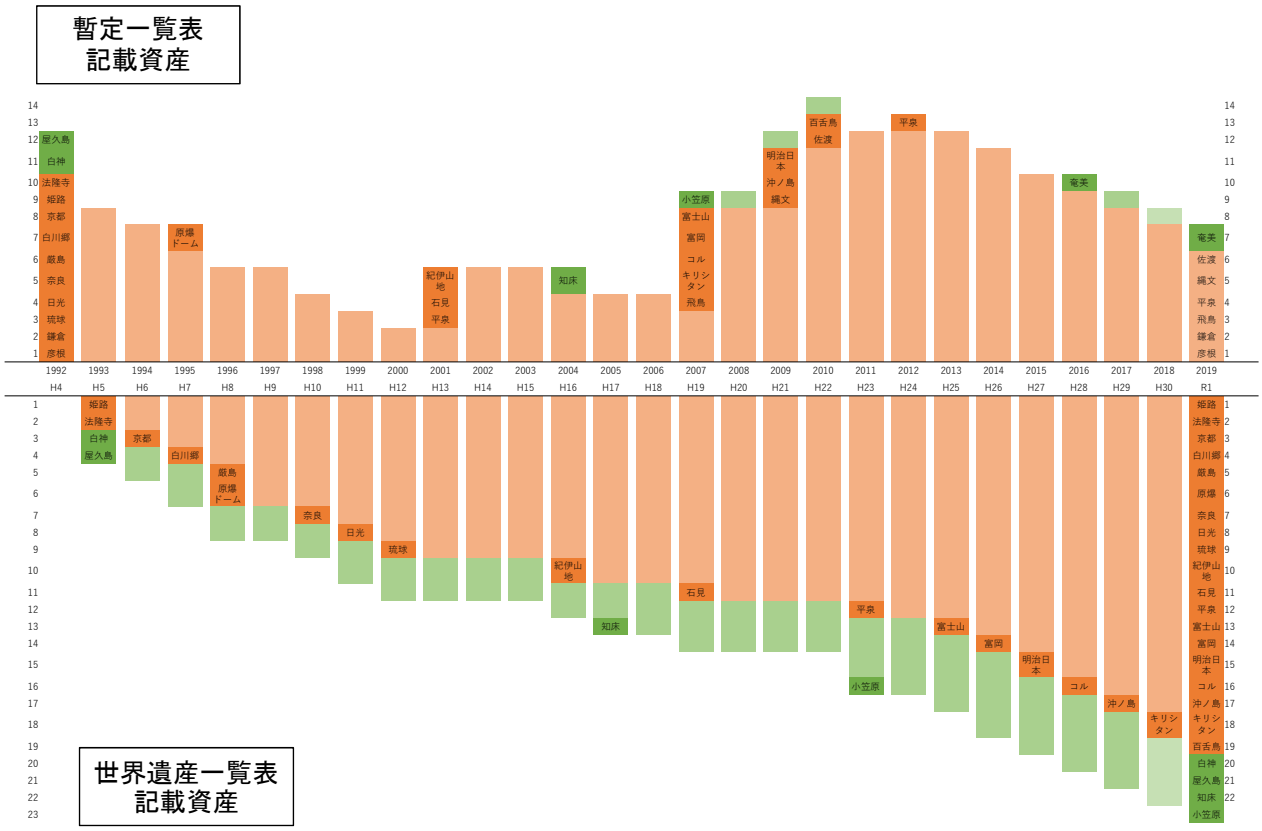




# 平成18～20年における暫定一覧表追加記載の調査・審議の概要①

○世界遺産条約の実施に関して必要とされる様々な事項や世界遺産暫定一覧表への追加記載に係る調査・審議を行うため、**平成18年９月に文化審議会文化財分科会に世界文化遺産特別委員会が設置**され、**自治体からの提案を受け付け**、提案のあった24件のうち、**4件を暫定一覧表に記載すべき資産として選定**、その他の20件を継続審議案件とした。（「世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について」（平成19年１月））

○平成19年度に、**あらためて自治体からの提案を受け付け**、提案又は再提案された32件（新規13件、再提案19件）について、**専門分野ごとの4つのワーキンググループでの審議**を経て、**5件を暫定一覧表に記載**し、その他の**27件を「暫定一覧表候補の文化資産」として整理**し、今後の取組の手順等によって**カテゴリーⅠa、Ⅰb、Ⅱに分類**した。（「我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について」（平成20年９月））

【平成19年度の世界文化遺産特別委員会における調査・審議のポイント】

**＜調査・審議の観点＞**

・世界遺産独自の国際的な観点（顕著な普遍的価値等）から審議を実施（国内における文化財としての価値と必ずしも一致しない）

・「平泉」の記載延期決議（平成20年７月）など、新規推薦に係る審査が厳格化する傾向なども考慮

**＜審議方法＞**

・専門分野ごとにワーキンググループを設置（①旧石器・縄文・弥生・古墳時代、②古代（古墳時代を除く）・中世・近世期、③近代（中世・近世期の産業遺産含む）、④時代を超えて人と自然との関わりを中心とする遺産）し、自治体からのヒアリングを含め各５回ないし6回の審議を実施

・審査基準として、以下①～⑧の全てを満たすかどうかを確認。判断に当たっては、グローバル・ストラテジーをはじめ世界遺産委員会における近年の審議の動向等を考慮。

①原則として複数の資産で構成され、共通する独特の歴史的・文化的・自然的主題を背景として相互に緊密な関連性を持ち、一定の場・空間に所在する一群の文化財であって、総体として世界遺産条約第１条の文化遺産に該当するもの

②顕著な普遍的価値を持つ可能性が高いこと　③評価基準(ⅰ)～(ⅵ)の一つ以上に該当する可能性が高いと判断されること

④日本のみならず周辺地域の歴史・文化を代表し、独特の形態・性質を示すと認められる可能性が高いこと

⑤真正性／完全性の保持に関する証明の可能性が高いこと

⑥構成資産の候補となる文化財の大半が、国指定若しくは選定されているもの、又はその候補としての評価が可能な文化財であること（原則として、複数の国指定等文化財が含まれていること）

⑦保存管理・整備活用に関する考え方（基本的な理念、基本方針等）が示されていること。さらに、包括的保存管理計画及び個々の保存活用計画等の策定を行う旨が明言されていること

⑧上記⑦の考え方の中に、周辺環境と一体的な保護の方向性が示されていること。さらに、関係自治体が構成資産と一体を成す周辺環境に係る保護措置の方法を積極的に検討していく旨を明言していること

# 平成18～20年における暫定一覧表追加記載の調査・審議の概要②

**＜調査・審議の結果＞（平成18～20）**

| 暫定一覧表記載文化資産 | 暫定一覧表候補の文化資産 | |
|---|---|---|
| 世界文化遺産委員会報告を受け、暫定一覧表に記載すべきもの<br>（但し、主題の強化、構成資産の選択、更なる文化財指定などが必要） | カテゴリーⅠ<br>提案書に基づく一定の主題を基に準備を進めるべきもの | カテゴリーⅡ<br>主題の再整理、構成資産の組み換え、更なる比較研究等により、内容を大幅に見直す必要があるもの |
| ◎「富岡製糸場と絹産業遺産群」《群馬県》<br>◎「富士山」《静岡県・山梨県》<br>◎「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」《奈良県》<br>◎「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」《長崎県》<br>◎「北海道・北東北の縄文遺跡群」《北海道・青森県・岩手県・秋田県》<br>◎「金と銀の島、佐渡」《新潟県》<br>◎「九州・山口の近代化産業遺産群」《福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県》<br>◎「宗像・沖ノ島と関連遺産群」《福岡県》<br>◎「百舌鳥・古市古墳群」《大阪府》 | 提案書の基本的主題を基に準備を進めるべきもの（Ⅰa）<br>○「最上川の文化的景観」《山形県》<br>○「四国八十八箇所霊場と遍路道」《徳島県・高知県・愛媛県・香川県》<br>○「阿蘇」《熊本県》<br>○「天橋立」《京都府》<br>○「錦帯橋と岩国の町割」《山口県》<br>当面、以下の主題に関する調査研究を十分に行い、主題及び資産構成に一定の方向性が見えた段階で準備を進めるべきもの（Ⅰb）<br>○ 近世の城郭と城下町関連の文化資産<br>・「萩」《山口県》<br>・「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」《石川県》<br>・「松本城」《長野県》<br>○ 近世の寺社とその門前町関連の文化資産<br>・「善光寺と門前町」《長野県》<br>○ 近世の教育資産<br>・足利学校←「足利学校と足利氏の遺産」《栃木県》<br>・弘 道 館←「水戸藩の学問・教育関連遺産群」《茨城県》<br>・閑谷学校←「近世岡山の文化・土木遺産群」《岡山県》<br>○ 近世の街道と宿場町関連の文化資産<br>・「妻籠宿・馬籠宿と中山道」《長野県・岐阜県》 | ○「北海道東部の窪みで残る大規模竪穴住居跡群」《北海道》<br>○「松島」（提案全体について）《宮城県》<br>○「水戸藩の学問・教育関連遺産群」（提案全体について）《茨城県》<br>○「足利学校と足利氏の遺産」（提案全体について）《栃木県》<br>○「足尾銅山」《栃木県》<br>○「埼玉古墳群」《埼玉県》<br>○「近世高岡の文化遺産群」《富山県》<br>○「立山・黒部」《富山県》<br>○「霊峰白山と山麓の文化的景観」《石川県・福井県・岐阜県》<br>○「若狭の社寺建造物群と文化的景観」《福井県》<br>○「（岡谷の）日本製糸業近代化遺産」《長野県》<br>○「飛弾高山の町並みと祭礼の場－伝統的な町並みと屋台祭礼の文化的景観」《岐阜県》<br>○「近世岡山の文化・土木遺産群」（提案全体について）《岡山県》<br>○「三徳山」《鳥取県》<br>○「山口に花開いた大内文化の遺産」《山口県》<br>○「宇佐・国東」《大分県》<br>○「竹富島・波照間島の文化的景観」《沖縄県》 |
| 9件 | 13件 | 17件（14件） |



# 稼働中の産業遺産の取扱い①

**「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成24年５月25日閣議決定）** （抜粋）

「規制・制度改革に係る方針」（平成23年４月８日閣議決定）における規制・制度改革事項である「稼働中の産業遺産の世界遺産への登録」について、「産業遺産の世界遺産登録等に係る関係省庁連絡会議」（平成23年３月７日関係省庁申合せ）での検討を踏まえ、稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等を、以下のとおり定める。

５．稼働中の産業遺産は比較的新しい分野であることを踏まえ、本分野において経験を有する国内外の専門家を中心とする稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）を開催し、保全方策の妥当性及び遺産価値の評価等を行うとともに、世界遺産登録への推薦候補の選定を行うこととする。

６．稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群については、その保全方策の妥当性の評価及び遺産価値の評価について、広い知見の活用を図ることが重要であるため、有識者会議における検討に当たっては、文化審議会及び稼働中の資産に係る産業に関連する審議会に加え、必要に応じ、稼働中の資産の保全手法に関連する審議会に意見の提出を求め、提出された意見を踏まえて検討を進めることとする。

# 稼働中の産業遺産の取扱い②

「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成24年５月25日閣議決定）　別図

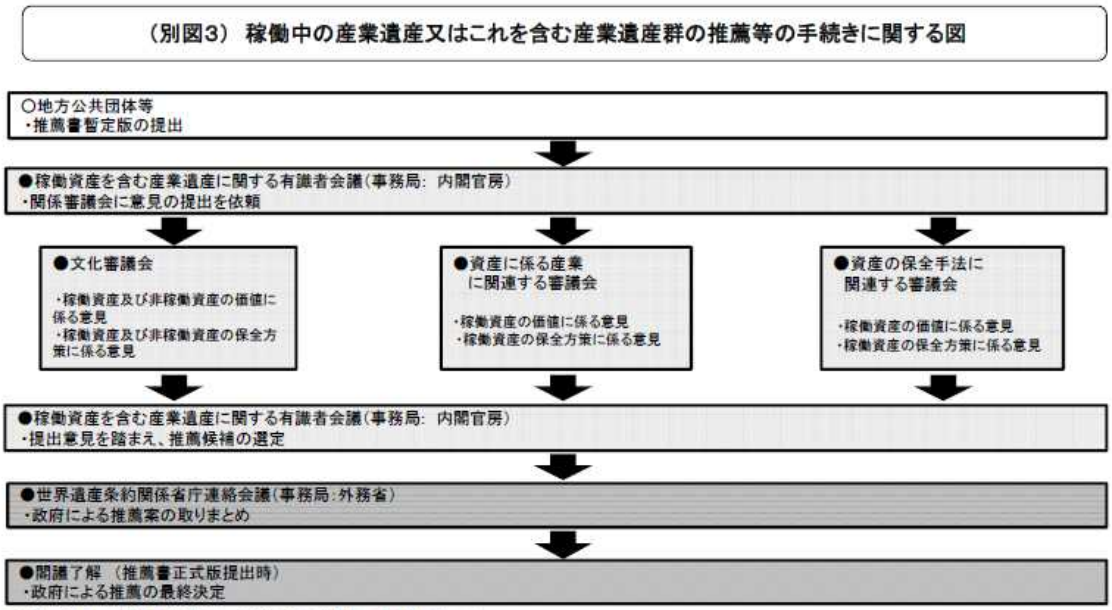


※暫定一覧表への登録手続きも同じ。（閣議了解は推薦書正式版提出時のみ）
※上記有識者会議には、海外専門家が参画。文化庁等の関係府省庁の協力を得て行う。
※閣議了解には、政府が保全委員会及び地区ごとの協議会等の枠組みを通じて、保全に取り組む旨を盛り込む。
※資産に係る産業に関連する審議会及び資産の保全手法に関連する審議会からの意見の提出は、当該審議会の担当省庁が適当と判断する方法で行うこととする。
（推薦書暫定版の内容を報告したうえで、当該内容に対する委員からの意見を提出することを含む。）
※仮に上記有識者会議による稼働中の資産を含む案件の推薦候補としての選定と文化審議会による稼働中の資産を含まない案件（産業遺産以外のものを含む。）の推薦候補としての選定が同時期に行われた場合、世界遺産条約関係省庁連絡会議による取りまとめの前に、必要に応じ、関係する閣僚による会議を開催する等により、いずれかの案件を推薦候補とするかについての調整を行うこととする。

（参考）用語の定義について
・「稼働中の産業遺産」 遺産価値に係る産業の活動が継続中の資産と同一サイトに存する資産
・「サイト」 生産活動、原料の抽出、原料の財への転換、関連する交通インフラ等のうちの特定の分野に関し、機能の補完関係等が存していたことがあり、産業遺産価値を一体的に構成する資産群。



# ４．登録された世界遺産の保護について

# 世界遺産に求められる保護措置①

| 「世界遺産条約履行のための作業指針」の記載（抜粋） | 日本国内における担保措置（文化遺産の場合） |
|---|---|
| **（立法措置、規制措置、契約による保護措置）**<br>○顕著な普遍的価値に対して負の影響を及ぼす可能性のある社会的、経済的、その他の圧力若しくは変化から、確実に資産を保護するための立法措置、規制措置を国及び地方レベルで整備することが求められる。（第98条） | ○**文化財保護法**による指定等と規制等<br>（重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観等）<br>（ほか、一部稼働遺産等について景観法、港湾法、河川法、海岸法、道路法等） |
| **（緩衝地帯）**<br>○資産を適切に保護するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定すること。（第103条）<br>○推薦資産の直接のセッティング、重要な景色やその他資産の保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。（第104条） | ○都市計画法（風致地区等）<br>○古都保存法（歴史的風土特別保存区域等）<br>○自然公園法（特別保護地区等）<br>○森林法（保安林等）<br>○海岸法（海岸保全地域等）<br>○景観法（景観計画区域、景観地区）<br>○都道府県・市町村条例　等 |
| **（管理体制）**<br>○普遍的価値をどのように保全すべきか（参加型手法を用いることが望ましい）について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと。（第108条）<br>○管理体制の形は、文化的視点、資源量その他の要因によって、様々な形をとり得る。伝統的手法、既存の都市計画・地域計画手法やその他の公式、非公式の計画的手法が使われることが考えられる。（第110条）<br>○「連続性のある資産」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり推薦書に明記することが求められる。（第114条） | ［管理計画］<br>（個々の構成資産）<br>○文化財保護法に基づく**保存活用計画**等<br>（「連続性のある資産」の場合）<br>○**包括的保存管理計画**<br><br>［管理体制］<br>○文化財保護法に基づく所有者・管理団体等による管理・修理等<br>○関係者の連携協力等のための**協議会**等 |



# 世界遺産に求められる保護措置②

**○モニタリング**

・推薦書において設定した資産の保全状況を測定・評価する指標に基づいて継続的な**モニタリング**を実施し、OUVへ影響を与えうる要因に対応するとともに、必要に応じて**保全状況報告書**の提出や、概ね６年に一度、**定期報告**を行うことが必要。【作業指針第96条、第172条、199条等】

**○持続可能な利用**

・世界遺産を確実に保存しつつ、適切に公開するなどの活用を図ることにより、その価値・魅力をより多くの人々に伝え、将来世代に継承していくことが条約の目的の一つであり、世界遺産の保存は文化的に持続可能な様々な利活用と両立し得るもの。【条約第４条、作業指針第７条、第119条等】

・観光活用に当たっての収容力（carrying capacity）の検討等の来訪者管理や情報発信、防犯対策等はもとより、各地域において信仰の場（社寺・教会等）や日常生活の場（歴史地区、農村集落等）等として機能し続けている遺産の維持継続には、管理体制や保護の取組において遺産に関わる**コミュニティや関係者の参画**を促進することが重要。【世界遺産条約履行に関する戦略的行動計画2012-2022、京都ビジョン等】

・一方、過疎化・少子高齢化等の進展により、遺産の日常的な維持管理や修理等の所有者の負担の増大や、遺産における祭祀・祭礼、年中行事等の担い手である地域住民等の減少が課題（平成30年６月に文化財保護法を改正し、各地域における文化財の総合的な保存・活用を図る仕組みを導入）。

# 世界遺産に求められる保護措置③

**○遺産影響評価**

・近年、バッファゾーンやその周辺における風力発電や大規模太陽光発電、宿泊施設の建設など、OUVに影響を及ぼす可能性のある開発行為について、あらかじめ**遺産影響評価（Heritage Impact Assessment：HIA）**を行うよう要請される事例が多くなってる。【「宗像・沖ノ島」や「長崎と天草の潜伏キリシタン」の登録決議等】

・HIAの実施には、保護すべきOUVの属性（attribute）の特定や実施プロセスの整備など、個々の遺産の状況に応じた適切な手法を検討することが必要。イコモスは、「世界文化遺産の遺産影響評価についてのイコモスガイダンス」（2011）を参照するよう推奨することが多い。

・平成31年４月に「世界文化遺産の遺産影響評価に係る参考指針」（文化庁）を策定

（参考）近年の登録決議における遺産影響評価に関連する勧告（抜粋）

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」決議における追加的勧告（2017年）

○　締約国が以下について検討するよう勧告する。

d）遺産影響評価の手法を管理システムに組み込むこと。

e）計画中の開発事業のうち，資産のＯＵＶ及び属性に影響を及ぼしうるものについては遺産影響評価を行い，その結果について世界遺産委員会及びイコモスにおいて検討できるよう，事業の承認及び着手にかかるあらゆる最終決断が行われる前に報告すること。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」決議における追加的勧告（2018年）

○ 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

ｄ）『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』（2011）に基づき，遺産内における新規の開発事業について遺産影響評価を行うこと。

「百舌鳥・古市古墳群」決議における追加的勧告（2019年）

○ 締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

ｇ）計画されているガイダンス施設（堺市）の遺産影響評価について，世界遺産の顕著な普遍的価値の言及に基づき，より検討を深めること。

ｈ）全ての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には，自転車博物館，大仙公園基本計画，南海高野鉄道の高架事業等。



# （参考）世界文化遺産の遺産影響評価に係る参考指針

**○本参考指針のねらい**

近年世界遺産委員会において、遺産影響評価（Heritage Impact Assessment：HIA）の実施を求められる事例が増えています。遺産影響評価の具体的なあり方は資産毎に異なり、個別具体的に考えていく必要がありますが、遺産影響評価についてのICOMOSガイドラインを踏まえつつ、その手順・手法等の基本的な考え方について整理したのが本参考指針です。今後、各資産において、この参考指針や様々な事例を参照しつつ、それぞれの特性に応じた手順等を定めることが望まれます。

**○遺産影響評価の基本的な流れと留意事項**

基本的な流れについては、別紙を参照してください。また、遺産影響評価を実施するにあたっての留意事項は例えば以下のような点が挙げられます。

- 適切な時期に対応が必要となる事業等を把握するためには、遺産影響評価の必要性についての事前の周知と、包括的保存管理計画などでの手順の明確化が重要です。
- 遺産影響評価は顕著な普遍的価値（OUV）への影響を評価するものですが、そのために各資産のOUVの「属性」の整理が必要です。
- （詳細）分析の実施に当たっては、その結果の客観性の担保に留意する必要があります。
- OUVへの影響が軽微と見なせない場合には、緩和策を検討して再度評価を行うことがあります。
- 事業等の実施が妥当と評価された場合であっても、その影響の程度に応じて作業指針に基づく世界遺産委員会への報告、定期報告への記載などの必要がありますが、これらの必要がないと判断される場合でも継続的に情報を蓄積することが重要です。

参考指針　図1：遺産影響評価の基本的な流れ

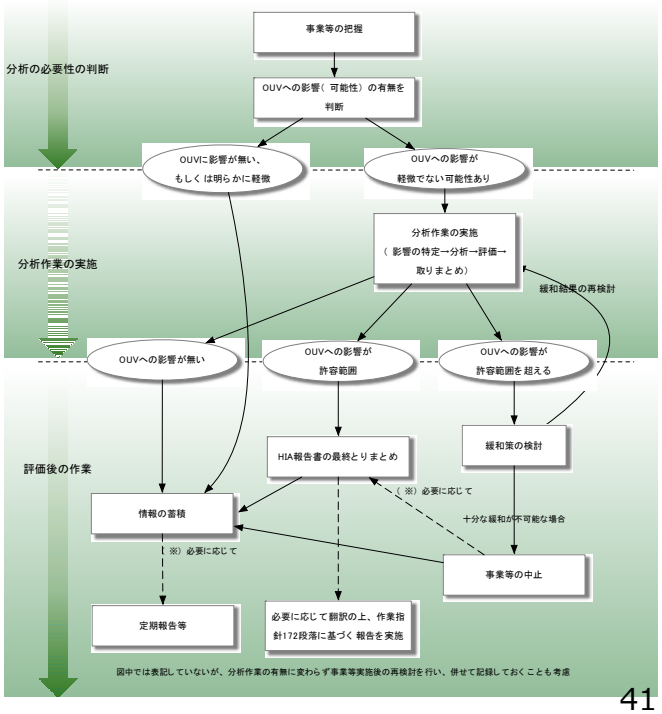

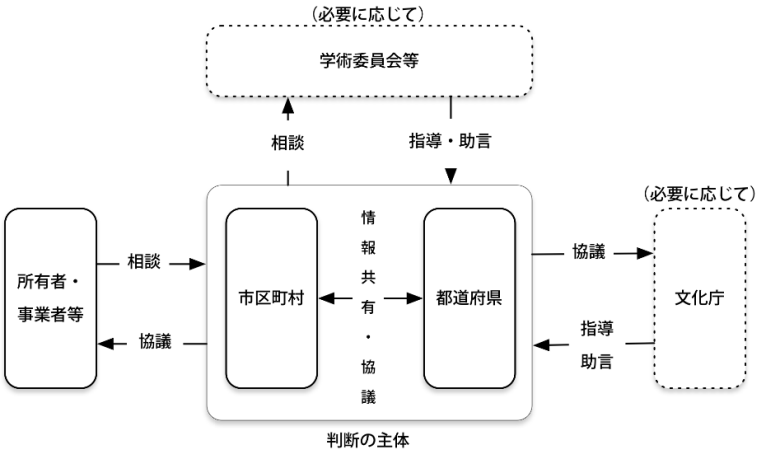


**○遺産影響評価の対象となり得る事業等の様態**

資産の状況・価値によって様々ですが、例えば以下のような場合が想定されます。

- 資産範囲内での整備事業等
- 資産範囲内での調査等
- 緩衝地帯での開発行為等において、景観が問題となるケース（資産からの景観／資産への景観）
- 緩衝地帯での開発行為等において、景観以外の諸要因が問題となる場合
- 資産範囲又は緩衝地帯での一時的な行為（イベント等）
- 緩衝地帯のさらに周辺で問題となる場合

**○参照すべき資料等**

・「世界遺産条約履行のための作業指針」（仮訳を文化庁WEBサイトより入手可能）
・「世界文化遺産の遺産影響評価のためのガイダンス」（ICOMOS、2011.1、本参考指針に和訳を添付）
・環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省：http://www.env.go.jp/policy/assess/index.php）



## （参考）「世界文化遺産の遺産影響評価についてのイコモスガイダンス」（2011）

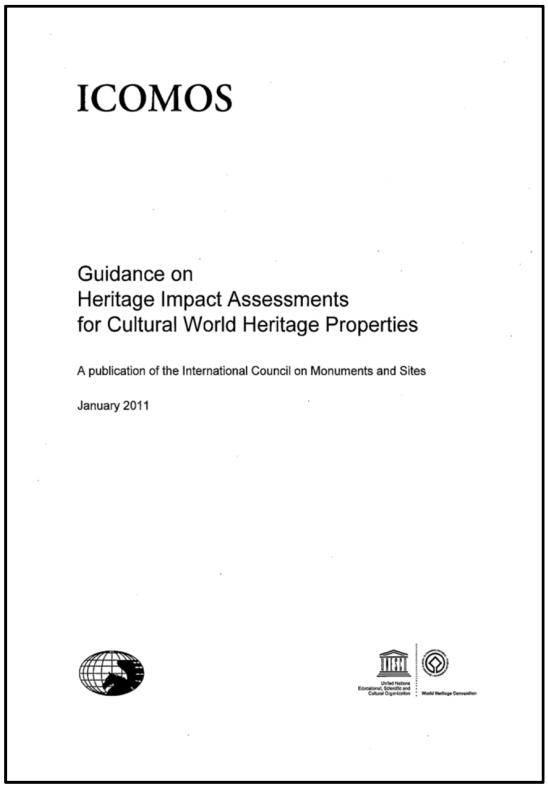
ICOMOS

Guidance on
Heritage Impact Assessments
for Cultural World Heritage Properties

A publication of the International Council on Monuments and Sites

January 2011

開発事業が与える当該資産の顕著で普遍的な価値（OUV）への影響を効果的に評価するために、遺産影響評価（Heritage Impact Assessments）のプロセスについてのガイダンスとして、2011年、イコモスが「世界遺産のための遺産影響評価ガイダンス」を刊行。

目 次

1. 背景
2. 遺産影響評価の手順
3. データと記録
4. 資産にふさわしい方法とアプローチ
5. 影響の査定・評価のための信頼できる仕組み
6. 影響を回避、削減、修復、補填－緩和することは可能か？
7. 締約国、諮問機関、世界遺産委員会にとって役に立ち、かつ世界遺産全般にも、特定の資産にも関連性のある評価の提示

付属1　遺産影響評価プロセス
付属2　スコーピング・レポート（方法書）の内容
付属3A　遺産影響評価のガイド例
付属3B　影響程度評価のガイド例
付属3C　目録例
付属4　遺産評価報告の内容

https://www.icomos.org/world_heritage/HIA_20110201.pdf

# 世界遺産一覧表からの抹消事例

## 1. アラビアオリックスの保護区（オマーン）（自然遺産）

（1）登録年：1994年
（2）抹消年：2007年（危機遺産リスト記載なしに抹消）
（3）登録基準：（ｘ）生物多様性の本来的保全にとって、もっとも重要かつ意義深い 自然生息地を含んでいるもの
（4）概要
アラビアオリックスは、ユニコーンのモデルになったとも言われる美しい角が特徴。その角を狙った狩猟の対象にもなり減少し、1972年に野生種が絶滅。当時のオマーン国王は、アラビアオリックスの保護区の設定を目指し、1982年にアメリカ動植物保護協会から譲り受けた10頭を再導入し、世界で初めての試みとして、放し飼いで野性に帰した。

（5）抹消の経緯
アラビアオリックスは1996年には400頭にまで回復。しかしながら、それ以降は密猟の取締りの不十分さなどから大幅に減少。さらに、オマーン政府当局は石油・天然ガス事業を優先させ、保護区の設定区域の90%削減を発表。2007年の第31回世界遺産委員会で世界遺産としての顕著な普遍的価値は失われたと判断され、世界遺産登録を抹消された。

## 2. ドレスデン・エルベ渓谷（ドイツ）（文化遺産）

（1）登録年：2004年
（2）抹消年：2009年（危機遺産リスト記載年：2006年）
（3）登録基準：（ⅱ）（ⅲ）（ⅳ）（ⅴ）
（4）概要
ドレスデン・エルベ渓谷はチェコ共和国に近いドイツ東部の古都ドレスデンを貫く形で流れるエルベ川沿いのおよそ18kmの地域。ドレスデンの町並みが川を挟んで広がり、川沿いの草原や丘陵には18世紀の豪華な宮殿や庭園が点在。鉄橋や造船所など19世紀末の近代的遺産も残る。2004年に文化遺産に登録。

（5）抹消の経緯
渋滞緩和を目的とした橋の建設計画について2005年に住民投票が実施され、その結果、建設計画が実行されることとなった。これを受け、翌2006年の第30回世界遺産委員会では同物件が「危機遺産リスト」に登録され、橋が建設された場合、世界遺産登録を抹消するとの警告がなされた。その後、橋が建設されたことを受け、2009年の第33回世界遺産委員会において、世界遺産登録を抹消された。

# 国内法制度（文化財保護法）

**【目的】**
文化財を保存し、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること（第１条）。

**【定義】**
「文化財」とは「**有形文化財**」「**無形文化財**」「**民俗文化財**」「**記念物**」「**文化的景観**」「**伝統的建造物群**」の６類型をいい（第２条）、文部科学大臣が重要なものを「重要文化財」等に指定する。指定等された文化財は、その現状を変更等する際に文化庁長官の許可等が必要となる。

## 文化財保護（＝保存＋活用）の法律上のスキーム

**○　国の役割：**
- 重要な文化財の指定・選定・登録
- 所有者に対する修理等に関する指示・命令等
- 現状変更等の規制・許可、輸出の制限
- 修理・公開等への補助、税制優遇措置　等

**○　所有者の役割：**
- 所有者の変更・毀損・所在変更等に係る届出
- 文化財の管理・修理・公開
- 重要文化財等の国に対する売渡の申出

**○　地方自治体の役割：**
- 文化財保護条例の制定
- 国指定を除く文化財の指定　等

※　罰　則：
- 文化財の損壊・き損、無許可の現状変更・輸出等に対する懲役・禁固・罰金・過料

## 管理・公開の考え方（重要文化財（建造物・美術工芸品）の例）

**○　管　理：**
- 文化財の管理義務は、所有者が有する。
- 特別な事情のある場合、所有者は自己に代わり管理を行う「管理責任者」を選任できる。
- 所有者・管理責任者による管理が困難等の場合、文化庁長官は「管理団体」を指定できる。

**○　公　開：**
- 文化財の公開は、所有者もしくは管理団体が行う。ただし、それ以外の者による公開も妨げない。
- 所有者等以外の公開には文化庁長官の許可を要する。ただし、事前に長官の承認を受けた博物館等（公開承認施設）の場合は事後の届出で足りる。

# 世界遺産における国指定等文化財数

| | 資産名 | 構成資産数 | 資産範囲内の国指定等文化財 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 国宝 | 重要文化財 | 特別史跡 | 史跡 | 特別名勝 | 名勝 | 天然記念物 | 重文景 | 重伝建 | 登録記念物 | 計 |
| 1 | 法隆寺地域の仏教建造物 | 2 | 1 | 2 | | 2 | | | | | | | 5 |
| 2 | 姫路城 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | 3 |
| 3 | 古都京都の文化財(京都市，宇治市，大津市) | 17 | 13 | 15 | 3 | 14 | 8 | 5 | 2 | 2 | | | 62 |
| 4 | 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | 3 | | 1 | | 2 | | | | | 3 | | 6 |
| 5 | 原爆ドーム | 1 | | | | 1 | | 1 | | | | | 2 |
| 6 | 厳島神社 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | | | | 5 |
| 7 | 古都奈良の文化財 | 8 | 6 | 6 | 1 | 6 | 1 | 3 | 1 | | | | 24 |
| 8 | 日光の社寺 | 3 | 2 | 3 | | 1 | | | | | | | 6 |
| 9 | 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | 9 | | 1 | | 8 | 1 | | | | | | 10 |
| 10 | 紀伊山地の霊場と参詣道 | 23 | 2 | 11 | | 38 | 1 | 7 | 4 | | | | 63 |
| 11 | 石見銀山遺跡とその文化的景観 | 14 | | 1 | | 12 | | | | | 2 | | 15 |
| 12 | 平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群― | 5 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | 2 | | | | | 10 |
| 13 | 富士山―信仰の対象と芸術の源泉 | 25 | | 6 | | 15 | 7 | 8 | 13 | | | | 49 |
| 14 | 富岡製糸場と絹産業遺産群 | 4 | 1 | 1 | | 4 | | | | | | | 6 |
| 15 | 明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼，造船，石炭産業 | 23 | | 5 | | 17 | | 1 | | 1 | 2 | | 26 |
| 16 | ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献 | 1 | | 1 | | | | | | | | 1 | 2 |
| 17 | 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 | 8 | | 1 | | 2 | | | 1 | | | | 4 |
| 18 | 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 | 12 | 1 | 5 | | 1 | | | | 9 | | | 16 |
| 19 | 百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群- | 45 | | | | 25 | | | | | | | 25 |
| | 合　計 | 205 | 29 | 61 | 10 | 149 | 20 | 27 | 22 | 12 | 5 | 1 | 336 |



# 緩衝地帯の主な担保法令

| | 資産名 | 都市計画法 | | | 古都保存法 | | 森林法 | 国有林法 | 自然公園法 | | | | | 景観法 | 自然環境保全法 | 河川法 | 海岸法 | 港湾法 | 都市公園法 | その他の条例 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 用途地域 | 地域地区 | 風致地区条例 | 歴史的風土特別保存区域 | 歴史的風土保存区域 | 保安林等 | 国有林野等 | 特別保護地区 | 第1種特別地域 | 第2種特別地域 | 第3種特別地域 | 普通地域 | 景観条例等 | | | | | | |
| 1 | 法隆寺地域の仏教建造物 | ○ | | ○ | | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 2 | 姫路城 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 3 | 古都京都の文化財(京都市，宇治市，大津市) | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | | | ○ |
| 4 | 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ |
| 5 | 原爆ドーム | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 6 | 厳島神社 | | | ○ | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| 7 | 古都奈良の文化財 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | ○ | | | | | | ○ |
| 8 | 日光の社寺 | ○ | ○ | | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| 9 | 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | ○ | | ○ | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| 10 | 紀伊山地の霊場と参詣道 | | | | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 11 | 石見銀山遺跡とその文化的景観 | | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | ○ | ○ |
| 12 | 平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群― | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | ○ | | | | ○ |
| 13 | 富士山―信仰の対象と芸術の源泉 | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 14 | 富岡製糸場と絹産業遺産群 | ○ | | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 15 | 明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼，造船，石炭産業 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 16 | ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献 | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | ○ | |
| 17 | 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |
| 18 | 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 | | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ |
| 19 | 百舌鳥・古市古墳群-古代日本の墳墓群- | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ○ | | | | | | ○ |

# 保存活用計画・包括的保存管理計画の策定状況／協議会等の設置状況

| | 資産名 | 協議会等の設置状況 | 包括的保存管理計画の策定状況 | 保存活用計画等策定数(注)／構成資産数 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 法隆寺地域の仏教建造物 | | | 0/2 | |
| 2 | 姫路城 | | | 1/1 | |
| 3 | 古都京都の文化財(京都市，宇治市，大津市) | | | 1/17 | ほか１件で保存活用計画策定中 |
| 4 | 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | ○ | ○※ | 3/3 | ※白川村世界遺産マスタープラン、南砺市五箇山世界遺産マスタープラン |
| 5 | 原爆ドーム | | | 1/1 | |
| 6 | 厳島神社 | | | 1/1 | |
| 7 | 古都奈良の文化財 | | ○ | 1/8 | |
| 8 | 日光の社寺 | ○ | | 1/3※ | ※史跡日光山内保存活用計画を策定済 |
| 9 | 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | ○ | ○ | 4/9 | |
| 10 | 紀伊山地の霊場と参詣道 | ○ | ○ | 5/23 | |
| 11 | 石見銀山遺跡とその文化的景観 | ○ | ○ | 2/14 | |
| 12 | 平泉―仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群― | ○ | ○ | 5/5 | |
| 13 | 富士山―信仰の対象と芸術の源泉 | ○ | ○ | 25/25 | |
| 14 | 富岡製糸場と絹産業遺産群 | ○ | ○ | 3/4 | |
| 15 | 明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼，造船，石炭産業 | ○ | ○ | 17/23 | 文化財指定されているものは全て保存活用計画を策定済 |
| 16 | ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献 | ○※ | ○ | 1/1 | ※関係7ヵ国による国際常設会議 |
| 17 | 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 | ○ | ○ | 8/8 | |
| 18 | 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 | ○ | ○ | 12/12 | 重要文化的景観は全て保存計画を策定済。また、旧出津救助院、大野教会堂、頭ヶ島天主堂、旧五輪教会堂、江上天主堂は重要文化財としての保存活用計画も策定済 |
| 19 | 百舌鳥・古市古墳群−古代日本の墳墓群− | ○ | ○ | 25/25 | |

注：重要文化財、史跡名勝天然記念物の保存活用計画又は重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観の保存計画の策定件数



# 世界遺産への訪問者数

各地方公共団体から毎年報告される数値等を基に、記録が確認できる範囲の訪問者数をグラフ化したもの。

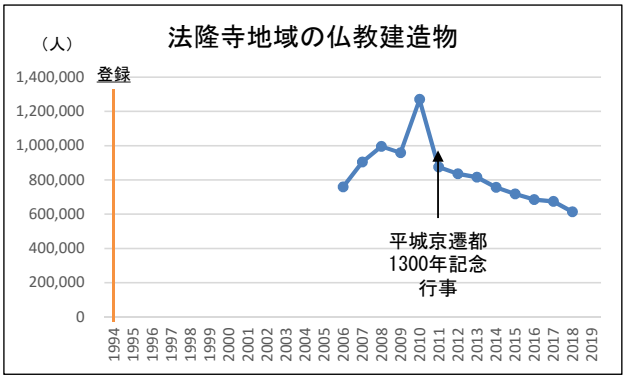


※法隆寺及び法起寺の拝観者数。2006以前は自治体からの報告データなし。

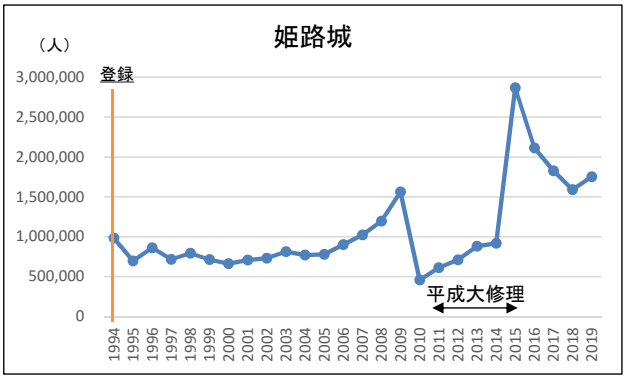


※姫路城登閣者数

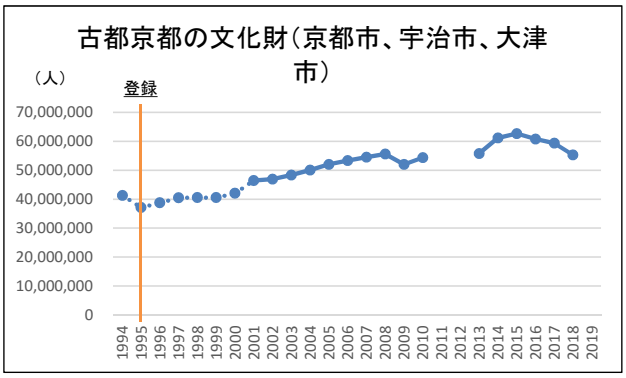


※三市の観光入込客数の合計（京都市は市内全体、宇治市は「神社・仏閣(平等院、宇治上神社)」、大津市は「雄琴地区・坂本地区」の値）
※2012、2011に京都市においてデータ欠損のため記録なし。2000以前は大津市のデータが不明のため参考値

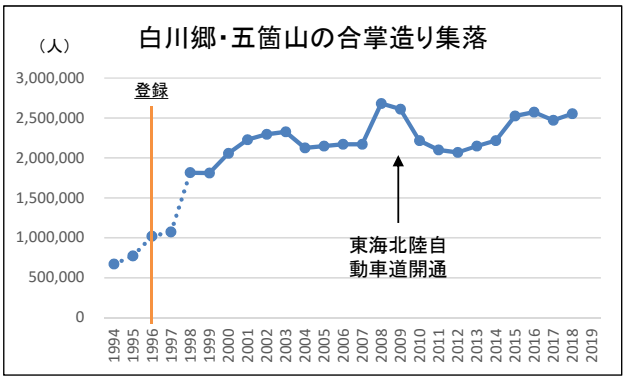


※白川村と五箇山の入込観光客数の合計（1月～12月集計）
※1993～1997は白川村のみの数値（五箇山が欠損）のため参考値

# 世界遺産への訪問者数

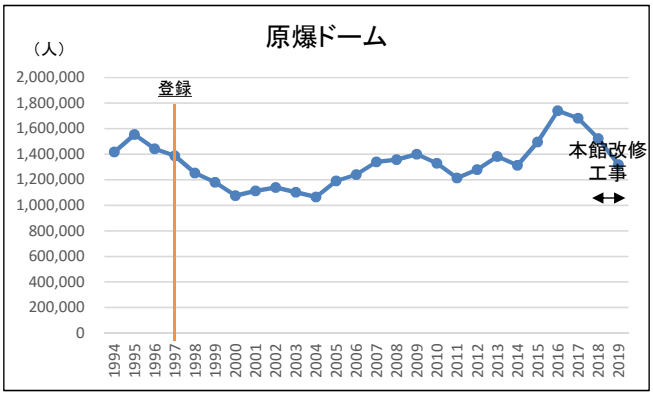


※隣接する平和記念資料館への入館者数

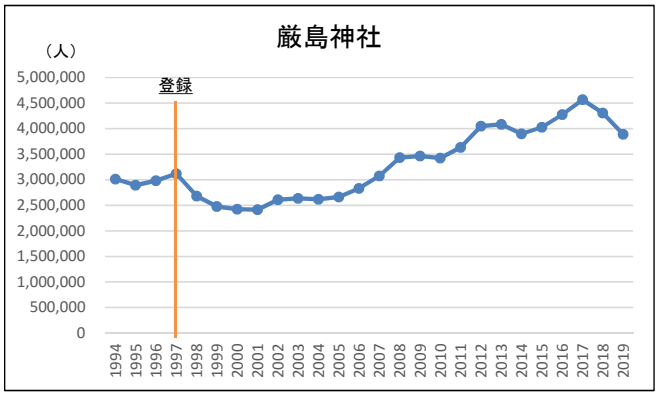


※宮島への来島者数（宮島を発着する各船会社の乗船者数の合計）

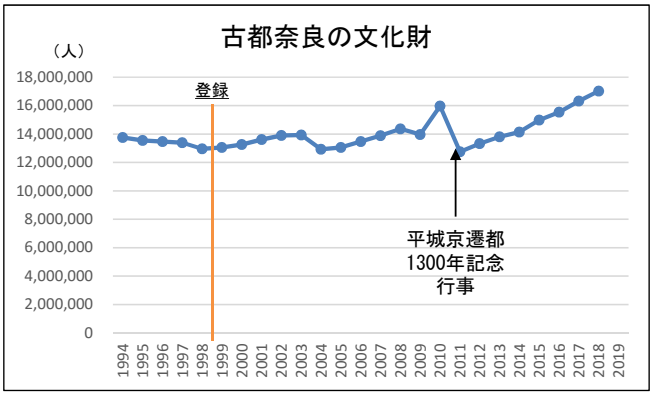


※奈良市観光入込客数

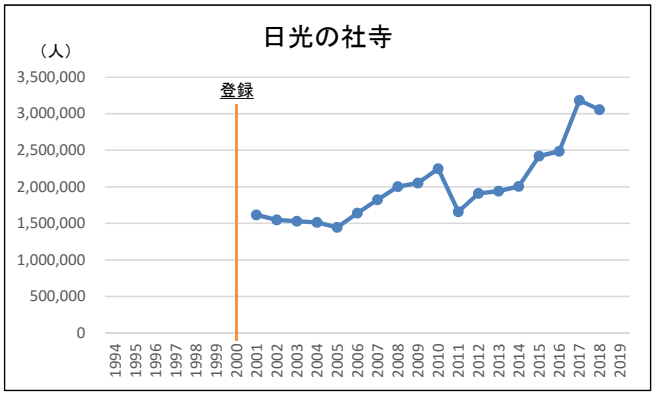


※2001～2006は二社一寺の観光入込客数、2007以降は各社寺の拝観券販売総数。2001以前は自治体からの報告データなし。



# 世界遺産への訪問者数

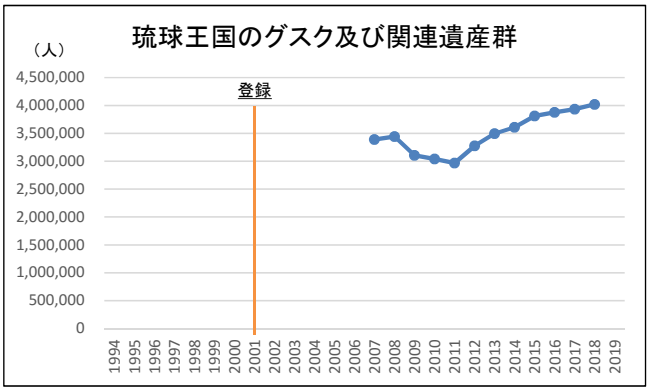


※各構成資産の訪問者数の合計。2006以前は自治体からの報告データなし。

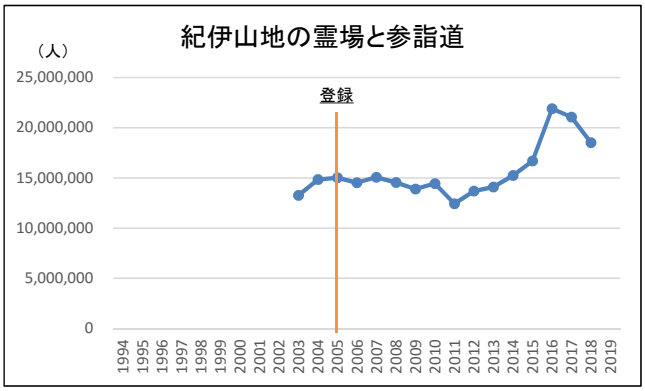


※三重、奈良、和歌山の訪問者数の合計。三重は熊野参詣道への来訪者数（東紀州地域振興公社調べ）、奈良と和歌山は観光入込客数（奈良「県南部」、和歌山県「世界遺産登録地域」）。
※2016以降は拡張登録に伴い和歌山で調査対象市町村を追加しているため単純比較できない。2003以前は自治体からの報告データなし。

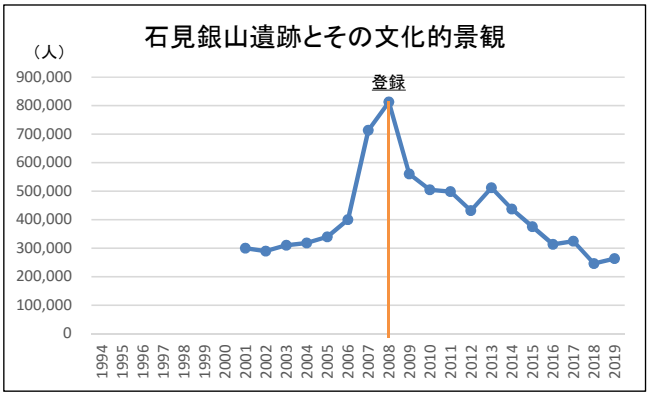


※石見銀山資料館、龍源寺間歩、旧河島家、熊谷家住宅、世界遺産センターの訪問者数の合計。2001以前は自治体からの報告データなし。

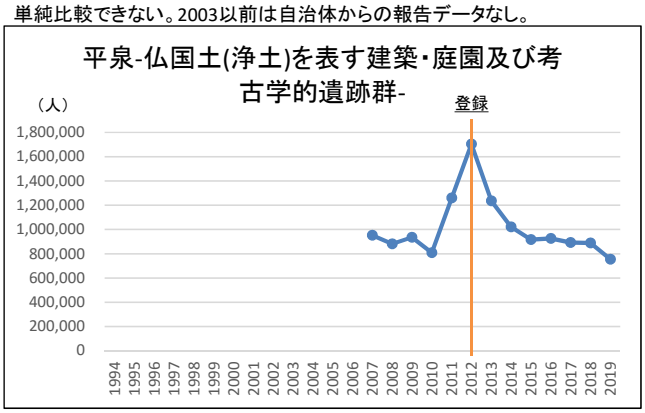


※自治体調べ。2007以前は自治体からの報告データなし。

# 世界遺産への訪問者数

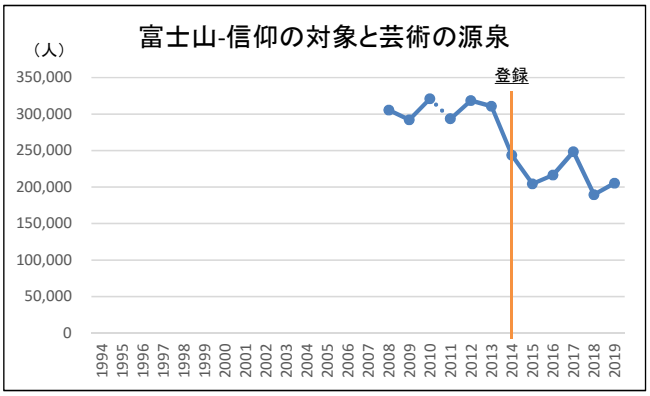


※7・8月における各登山口8合目登山者数の合計
※2010は御殿場口登山道で14日間の欠落があるため参考値

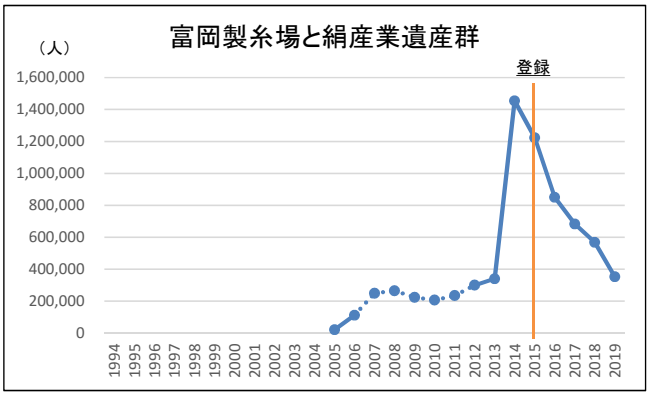


※各構成資産の訪問者数の合計。ただし2009以前は富岡製糸場のみの数値、2005は10月～翌3月の数値のため参考値
※田島弥平旧宅は2011以前の、荒船風穴は2010以前のデータなし。

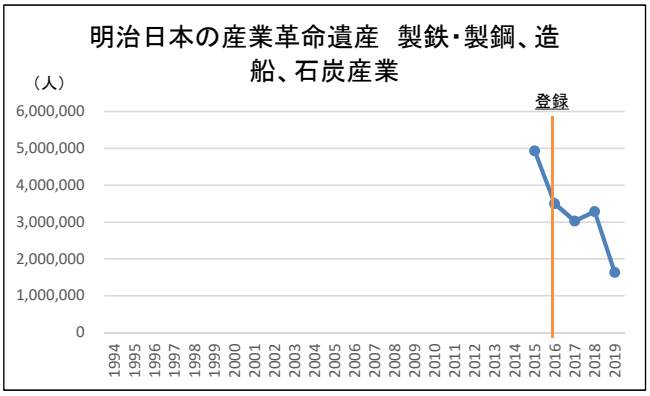


※各構成資産の訪問者数の合計。2015以前はデータなし。

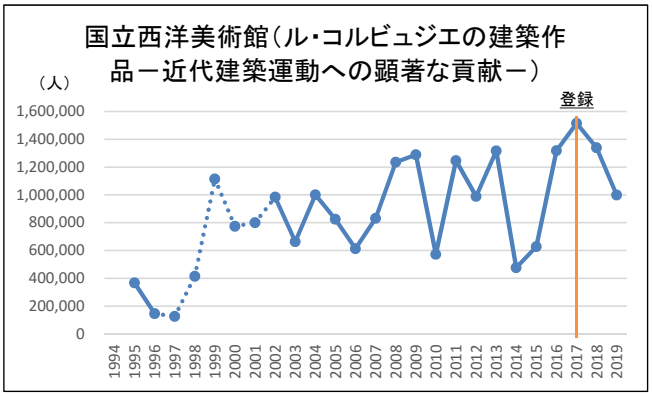


※国立西洋美術館の企画展と常設展を合計した総来場者数
※2001以降は独立行政法人。2000までは文化庁施設等機関のため参考値
※1994～1998まで展示施設の建築工事を実施



# 世界遺産への訪問者数

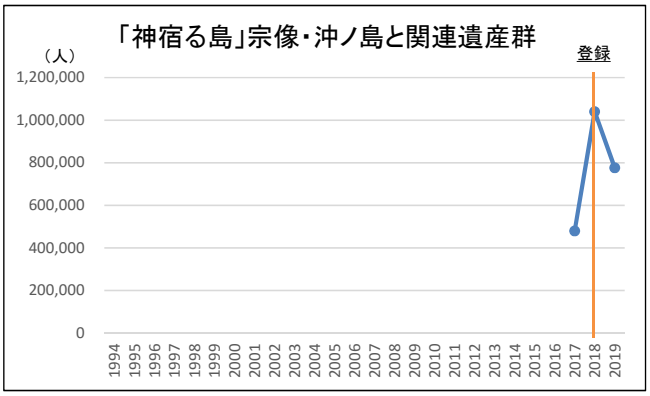


※各構成資産の訪問者数の合計
※2017は7月～翌3月の数値。2016以前はデータなし。

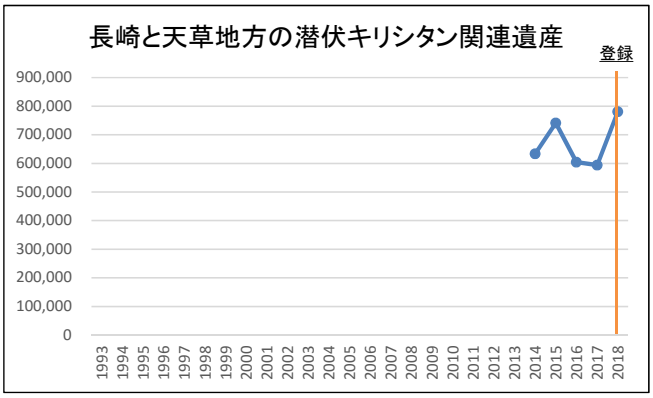


※各構成資産の訪問者数の合計

※堺市博物館、羽曳野市文化財展示室、藤井寺市古墳ガイダンス棟の訪問者数の合計

（備考）
※各データは自治体から毎年度末に文化庁に提出される保全状況報告書の数値を参照している。ただし、報告の数値と資料原典の数値（例えば自治体HP等で公表されている観光入込客数など）とで齟齬が見られる場合は原典の数値を優先している。
※保全状況報告書において年度ごとの数値が報告されていない遺産（古都京都の文化財）は、代替指標（観光入込客数）により集計している。
※2009に観光庁において「観光入込客統計に関する共通基準」が定められたことを受け、観光入込客数の調査方法等が変更になっている場合があるため、その前後では単純比較できない。
※点線は一部データの欠損等による参考値を示している。
※2019はいずれも10月末日までの数値。

# 世界遺産における過疎化等の状況

| | 資産名 | 構成資産の所在する市町村が該当する条件不利地域 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 過疎地域<br>※1 | 山村地域<br>※2 | 離島地域<br>※3 |
| 1 | 法隆寺地域の仏教建造物 | | | |
| 2 | 姫路城 | | | |
| 3 | 古都京都の文化財（京都市，宇治市，大津市） | | | |
| 4 | 白川郷・五箇山の合掌造り集落 | ○ | ○ | |
| 5 | 原爆ドーム | | | |
| 6 | 厳島神社 | ○ | | |
| 7 | 古都奈良の文化財 | | | |
| 8 | 日光の社寺 | | ○ | |
| 9 | 琉球王国のグスク及び関連遺産群 | | | |
| 10 | 紀伊山地の霊場と参詣道 | ○ | ○ | |
| 11 | 石見銀山遺跡とその文化的景観 | ○ | ○ | |
| 12 | 平泉―仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群― | | | |
| 13 | 富士山―信仰の対象と芸術の源泉 | ○ | ○ | |
| 14 | 富岡製糸場と絹産業遺産群 | ○ | ○ | |
| 15 | 明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼，造船，石炭産業 | ○ | ○ | |
| 16 | ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献 | | | |
| 17 | 「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 | ○ | | ○ |
| 18 | 長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 | ○ | ○ | ○ |
| 19 | 百舌鳥・古市古墳群 | | | |

※1. 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
※2. 山村振興法に基づく振興山村地域（市町村単位に林野率（昭和35年）75%以上かつ人口密度（昭和35年）1.16人／町歩未満等）
※3. 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域



# 過疎地域等における課題

○国土交通省による過疎地域等（※）1,028市町村への調査結果（平成27年４月現在）

【多くの集落で発生している問題や現象】［複数回答］
（市町村担当者へのアンケート）

| | |
|---|---|
| ・住宅の荒廃（老朽家屋の増加） | ６２．３％ |
| ・伝統的祭事の衰退 | ４３．２％ |
| ・地域の伝統的生活文化の衰退 | ３２．８％ |
| ・伝統芸能の衰退 | ３５．４％ |
| ・集落としての一体感や連帯意識の低下 | ３２．７％ |

【集落人口に占める高齢者（65歳以上人口）割合が50%以上の集落】　15,568集落

【今後10年以内に無居住化の可能性がある集落】　570集落

【いずれ無居住化する可能性があるとみられる集落】　3,044集落

※調査対象地域：
・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域市町村
・山村振興法に基づく振興山村を有する市町村
・離島振興法に基づく離島振興対策実務地域を有する市町村
・半島振興法に基づく半島振興対策実施地域を有する市町村
・豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯を有する市町村

出典：「過疎地域等条件不利地域における集落の現況把握調査」（平成28年９月、国土交通省）

# 国内法制度の見直し（文化財保護法の改正）

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的に、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」を平成30年第196回国会に提出し、同年６月成立。平成31年４月施行。

## ①地域における文化財の総合的な保存・活用

**重要文化財等に指定・選定して個別に保護措置**

古民家／遺跡／民謡舞踊／仏像／社寺仏閣／お祭り

**国（文化庁長官）**

**地域計画の認定**

**都道府県：文化財保存活用大綱の策定**

・域内の文化財の総合的な保存活用に係る取組の方針、広域区域ごとの取組、小規模市町村への支援等

**市町村：文化財保存活用地域計画の策定**

**これに加えて、地域社会全体で文化財の継承**

**地域の文化財の総合的な保存活用**

**協議会**
市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体など必要な者で構成

**地方文化財保護審議会**

**域内の文化財の総合的な把握**
（未指定文化財を含む）

**保存活用のために必要な措置**
・価値付け
・修理管理
・ガイダンス施設整備
・普及啓発　等

**文化財保存活用支援団体**：市町村は地域計画に記載された保存活用のための措置と活動方針が合致する民間団体を指定し、民間も含め地域一体での文化財継承へ

・国の認定を受けた計画には２つの効果

町村への一部事務の権限移譲
（認定町村における円滑な計画の実施）

国に対する登録文化財の提案
（ボトムアップでの未指定文化財の保護の促進）



## ②個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

**○個別の文化財の保存活用計画の国の認定**
**（従来、運用で策定を推奨してきた保存活用計画の法定化）**

**国：文化庁長官**

**認定**

**所有者・管理団体：保存活用計画の作成**

「旧○○家住宅」保存活用計画／「○○図屏風」保存活用計画／「○○城跡」保存活用計画　等

**【計画の認定を受けることによる効果】**
・国指定等文化財の現状変更等にはその都度国の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

**→また、保存活用計画に基づくソフト事業（情報発信、人材育成、普及啓発等）への地方交付税措置を新設**

**○所有者に代わり文化財の保存活用を担う主体の位置付け**

「特別な事情があるとき」に選任できるとしている管理責任者について、必要があるときに選任できるよう要件拡充する

所有者単独で保存活用の取組 ▶ 所有者の取組を積極的にサポート

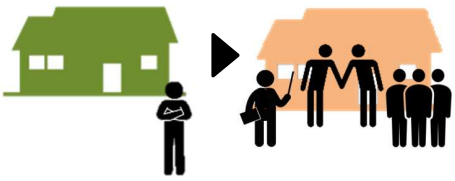

## ③地方文化財行政の推進力強化

・地方における文化財保護の所管は教育委員会だが、文化行政全体としての一体性やまちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、**条例により、文化財保護の事務を首長が担当できるようにする**

・ただし、首長部局に移管する場合は、専門的・技術的判断の確保や開発行為との均衡等に対応するため、文化財保護法において任意設置となっている地方文化財保護審議会の設置を必須とする

# 世界遺産保護に関する取組事例：来訪者管理

### 地域全体での危機感の共有による交通対策
### 「白川郷」（白川村）

・昭和40年代から「売らない・貸さない・壊さない」を原則とする住民憲章の策定など保存運動を継続する一方、平成７年の世界遺産登録を機に交流人口が急激に増加し（H7：約70万人→H29：約170万人）、観光受入環境の整備が課題に。
・特に深刻となった交通渋滞問題に対応するため、対策委員会の立ち上げや地区内観光事業者との協議、社会実験の実施など、村と自治会・保存団体等が対話を継続。
・その中で住民一人一人が守るべき遺産の価値が危機的状況にあるとの認識を共有できたことで、平成26年に集落内への車両の完全乗入制限を実現し、パークアンドライドによる観光スタイルへ移行。

登録後の交通渋滞

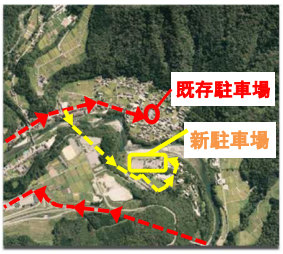


新たな交通システム
（画像出典：いずれも白川村）

【効 果】車両による景観阻害が解消され遺産価値の向上に寄与するとともに、混雑緩和により観光客の満足度向上や滞在時間の増加につながっている。

### 統一的なビジョンに基づく訪問者管理
### 「富士山」（静岡県・山梨県）

・登録時の勧告を踏まえ、一体的な管理やコミュニティの役割等に関する方針を示した「富士山ビジョン」と来訪者管理戦略などの「各種戦略」を策定。
・来訪者管理の目標として「望ましい富士登山の在り方」を定め、１日の登山者数など登山道の収容力（carrying capacity）に関する調査・研究を実施し、複数のモニタリング指標と指標ごとの望ましい水準を設定。
・マイカー規制や保全協力金の導入、特定の日・時間帯に集中する登山者の平準化のため「混雑予想カレンダー」のHP等への掲載など、混雑緩和に向けた取組を実施。

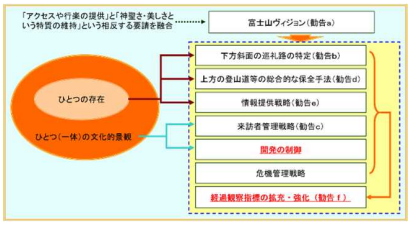


ビジョンと戦略の関係

混雑予想カレンダー
（画像出典：いずれも富士山世界遺産協議会HP）

【効 果】関係者全員が共通の方針の下で多面的な取組を行うことで、登山者数の抑制や改善する指標が見られるなどの結果につながっている。



# 世界遺産保護に関する取組事例：多様な主体の連携

### 訪問者等を巻き込んだ参詣道の保全(道普請)
### 「紀伊山地の霊場と参詣道」(和歌山県)

・総延長300km超の広範囲に及ぶ参詣道を維持・補修するため、平成21年度より企業、学校、観光客等による道普請（流出した土の補充、横断溝・側溝の清掃、浮石拾い等の保全活動）を実施。
・和歌山県世界遺産センターの職員等による指導の下、民間企業のCSR活動やトレッキングとあわせたボランティア活動等として幅広い主体が参画している（平成30年度は40以上の団体が参加）。
・実施に際しては事前学習を行い、また、同時に世界遺産入門講座を実施することで、紀伊山地全体の価値等について理解を深めることも可能となっている。

道普請用の土嚢袋をかついだトレッキング

補修された参詣道

（画像出典：いずれも和歌山県世界遺産センターHP）

【効 果】行政や地域住民だけでは対応できないきめ細かな保護が可能となるとともに、補修作業を実体験することで世界遺産に対する理解が深まり、保護の担い手や支援者の増加につながっている。

### 民間企業による古民家の活用
### 「石見銀山」（大田市）

・昭和32年に大森町文化財保存会（全町民が会員）が結成されて以降、時間をかけて住民が文化財保護に関する理解・意識を醸成し保護活動に取り組むとともに、石見銀山ガイドの会やNPO、近隣の企業など様々な民間団体が積極的に活動。
・地元出身者がＵターンして創業した中村ブレイス株式会社（義肢装具の製造・適合業）では、本業のかたわら空家となった古民家等の歴史的建造物の買上げ・改修・再生に取り組んでいる。
・改修した古民家は会社の施設や社員住宅、オペラハウス等の文化施設や地元住民向けの貸店舗などとして活用されている。

再生例
地元住民向けの貸店舗↑
世界一小さなオペラハウス→

（画像出典：いずれも中村ブレイス株式会社HP）

【効 果】これまでに50棟以上の建造物が再生され、空家の減少につながるとともに、地域の魅力向上によりＩ・Ｕターンが促進され、若者の定住促進に貢献している。

### 地元住民と来訪者の交流による地域活性化
### 「潜伏キリシタン」（平戸市）

・過疎化が進む平戸市では、集落の景観の保存には活用が不可欠との観点から、地域資源を生かしたまちづくり（文化観光）と保存の取組をリンクさせようとしている。
・構成資産の一つである春日集落では、地域住民と来訪者との「交流」を軸に文化観光を推進し、平成30年４月に空家を改修したガイダンス・案内拠点施設「かたりな」を設置。
・世界遺産に関する展示や地元産品の販売等を行うとともに、集落の高齢者を中心に５人が交代で語り部として常駐し、お茶・漬物等を提供しながら集落の話を語り、来訪者をもてなしている。

「かたりな」
（画像出典：平戸市ＨＰ）

かたりなに常駐する地元住民
（画像出典：平戸観光協会ＨＰ）

【効 果】地元高齢者の笑顔や何気ない会話が来訪者に感動を与え満足度の向上に寄与するとともに、来訪者とのやりとりが高齢者を元気付けるなどの相乗効果が生まれている。

# 世界遺産保護に関する取組事例：情報発信

### 修理現場の公開による保存と活用の好循環
### 「姫路城」（姫路市）

・平成21～26年度にかけて行われた保存修理事業により大天守の内部が見学不可能となるため、有識者の提言を踏まえ、平成23年に修理の様子を間近に見ることができる修理見学施設「天空の白鷺」を設置。
・来城者はエレベーターを利用して大天守屋根付近まで昇り、ガラス越しに修理工事の様子や、姫路城に関する展示・解説を見ることが可能となった。
・あわせて、事前申込制による工事エリアの見学会を開催し、通常見られない部分や文化財建造物の保存修理作業を至近距離で観賞することが可能となった。

「天空の白鷺」外観

↑内部の様子

見学会の様子↑

（画像出典：いずれも姫路市HP）

【効　果】修理中の公開停止により来訪者は156万人（H21）→45万人（H22）に減少したが、見学施設開設以降は増加に転じ、88万人（H25）まで回復。入場料収入を修理費用に充当するなど、公開による活用と修理による保存を効果的に連動させている。

### 先進的な多言語解説整備
### 「日光の社寺」（日光二社一寺）

・訪日外国人旅行者に対するアンケートで「旅行中に困ったこと」の上位に「多言語表示の少なさ、分かりにくさ」が挙げられていることなどを踏まえ、平成29年度より日光東照宮において多言語による解説板の整備をモデル的に実施。
・日本語を単に直訳するのではなく、外国人にとって分かりやすい魅力的な解説となるよう、ネイティブの専門人材がライターとなって文章を書き起こし。
・今後、さらに輪王寺や二荒山神社など日光地域全体において、ＶＲなど先端技術も活用した多言語解説整備を推進。

東照宮で新たに整備した解説板

ＡＲ・ＶＲ等の活用例

（画像出典：いずれも文化庁）

【効　果】分かりやすい解説文により、各地域の誇る文化財の価値・魅力がより効果的に外国人に伝わり、訪問者の満足度や再訪率の向上につながる。



# 世界遺産保護に関する取組事例：遺産影響評価

### 遺産影響評価の実施とマニュアルの作成
### 「宗像・沖ノ島」（福岡県・宗像市・福津市等）

・登録時の勧告を踏まえ、中津宮の所在する大島の御嶽山展望台の老朽化に伴う改修工事（事業者：宗像市）に際して遺産影響評価を実施。
・評価対象となるデザイン案の検討においても、構成資産や主要な視点場に与える影響を考慮しつつ景観デザイン会議・県・宗像市で合意形成。
・影響評価書は世界遺産推進会議事務局（県・両市）がイコモスガイダンスに準拠した評価項目等に則して作成（実施主体）し、専門家会議が評価。
・結果、遺産価値に配慮した事業と評価されるとともに、本事例も踏まえ、平成30年度より遺産影響評価マニュアルの作成に着手している。

旧展望台

→

新展望台

（画像出典：いずれも福岡県）

【効　果】景観阻害要因だった旧展望台の改修により、構成資産周辺の景観の向上につながっている。

### 景観と開発の調整に関する条例の制定
### 「富士山」（山梨県・富士宮市）

・世界遺産の景観と調和のとれた開発を図るため、山梨県は「世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する条例」を、富士宮市は「富士山景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」をそれぞれ制定。
・山梨県条例は一定規模以上の開発行為に際して、あらかじめ事業者が景観への影響を調査・予測・評価し、当該評価に対する知事意見を踏まえて、事業内容をより適切なものに改善していくもの。
・富士宮市条例は一定規模以上の太陽光及び風力発電設備の設置に際して市長への届出と同意申請を義務化するとともに、抑制区域においては原則的に同意しないこととするもの。

事業者：調査・影響予測・自己評価を行い、景観保全対策とともに「景観配慮書」を県に提出
→
県：市町村や専門家の意見を踏まえ、事業者に「知事意見書」を送付
→
事業者：意見を踏まえ必要に応じて見直しを行い「事業者見解書」を提出
→
県：必要がある場合は再度意見を述べる
→
事業者：意見がある場合は必要に応じて見解書を修正し提出。意見がない場合は事業に着手

山梨県条例における景観配慮手続の主な流れ

【効　果】事業実施プロセスに世界遺産の価値保全の観点から検討を加えることが定式化されている。

# 世界遺産の保護に向けた支援

## ○ 構成資産の修理・整備等

文化財保護法により指定等された重要文化財（建造物）や史跡名勝天然記念物等について、所有者・管理団体等が行う修理、整備、防災対策、公開、施設整備、公有化等の取組に対して補助を行う（文化財保存事業費補助事業。補助率50～85%）。

## ○ 情報発信・普及啓発・人材育成等

世界遺産としての顕著な普遍的価値・魅力の幅広い発信や、次世代への継承の担い手の育成等を通じて、世界遺産の保護を推進するとともに、世界遺産の所在する地域の活性化を図る取組に対して補助を行う（文化財総合活用推進事業。定額補助）。

清水寺本堂ほか８棟保存修理
（古都京都の文化財）

端島炭鉱跡整備
（明治日本の産業革命遺産）

中城城跡整備
（琉球王国のグスク及び関連遺産群）



# 文化財の適切な修理等による継承・活用等

令和２年度予算額(案)　39,471百万円
(前年度予算額　38,937百万円)

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

国宝・重要文化財や史跡等を積極的に活用しながら次世代へ確実に継承するため、適切な修理・整備や、防災・防犯対策等に対する支援を行う。

＜主な施策＞

### ◆建造物の保存修理等　12,958百万円（12,569百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を適正に維持し、次世代へ確実に継承するための保存修理や、自然災害等から護るための防災施設等の整備、耐震対策等、文化財の解説版の設置等の公開活用の取組に対する補助を行う。

### ◆美術工芸品の保存修理等　1,281百万円（1,149百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）について、地域の貴重な文化財の散逸、流出を防ぐための調査や、次世代に継承するための修理、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯施設等の整備に対する補助を行う。

### ◆伝統的建造物群基盤強化　1,799百万円（1,768百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、耐震対策や防災施設等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

### ◆史跡等の保存整備・活用等　21,579百万円（21,573百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実するとともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

＜修理作業の様子＞
重要文化財「若に小鳥図」（竹内栖鳳筆）
（京都市美術館保管）

＜観光客の賑わう伝統的建造物群＞
仙北市角館伝統的建造物群保存地区
（秋田県仙北市）

**計画的な文化財の修理及び防災・防犯設備等の整備を実施し、文化財を次世代へ確実に継承する。**

# 地域文化財総合活用推進事業（世界文化遺産）

令和２年度予算額　１５８百万円
（令和元年度予算額　１５４百万円）

■「文化芸術推進基本計画（第１期）」（平成30年３月６日閣議決定）
戦略３：国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献
第４　今後５年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策
○　地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、これらの文化遺産を含めた文化的な遺産としての価値を持つものの適切な保存・活用・継承等に取り組む。

## 事業概要

■目的
「世界遺産」に登録された地域で行われる文化遺産の価値・魅力の発信や保存・活用の担い手の育成、遺産の公開やシンポジウムの開催等の取組に対して支援し、文化振興とともに地域活性化を推進

■実施方法
「世界遺産」に登録された地方公共団体が策定する、文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する実施計画に盛り込まれた事業に対して補助

■補助事業者
「世界遺産」に登録された構成資産の所有者、保護団体等により構成される実行委員会

■補助金額
予算の範囲内において定額

■補助対象事業
・情報発信（ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ・映像・解説板等の作成等）
・人材育成（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｶﾞｲﾄﾞ、ﾍﾘﾃｰｼﾞﾏﾈｰｼﾞｬｰ等の育成等）
・普及啓発（構成資産・行事等の公開、ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑの開催等）
・調査研究（保存活用の課題分析、包括的保存管理計画の見直し、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ指標の作成、遺産影響評価に係る基準の作成等）
※情報発信は平成30年度文化遺産総合活用推進事業からの継続事業のみ

## 事業ｽｷｰﾑ

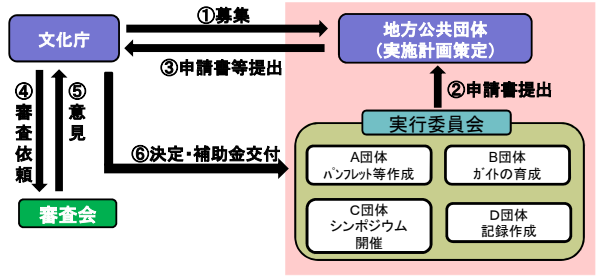


## 取組例

■実施計画名
世界遺産富士山普及啓発事業
■実行委員会名
山梨県富士山世界文化遺産
保存活用推進協議会
■事業名
世界遺産富士山普及啓発事業
■事業内容
・富士山ガイドブック・ガイドマップ作成
・構成資産・富士山登山道の映像作成

富士山ー信仰の対象と芸術の源泉



# 観光拠点整備事業（地域文化財総合活用推進事業）（世界文化遺産）

（令和２年度予算額　1,800百万円の内数）
（令和元年度予算額　3,474百万円の内数）

文化庁

○　近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要。
○　このため、外国人観光客の顕著な増加が見込まれる地域で行われる地域の文化財の総合的な活用の推進等に資する事業に対して補助を行うことにより、文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げを図る。

## 事業概要

■目的
「世界文化遺産」に登録された地域で行われる世界文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのコンテンツの制作・発信及び環境整備等の取組に対して支援し、世界遺産を活用した観光拠点としての磨き上げを推進

■実施方法
「世界文化遺産」の構成資産が所在する地方公共団体が策定する「観光拠点整備計画」に盛り込まれた事業に対して補助

■補助事業者
「世界文化遺産」の構成資産が所在する地方公共団体や所有者等によって構成される協議会等

■補助率
１／２（事業者の財政状況等により２／３まで嵩上げ）

■補助対象事業
・情報コンテンツ作成（ホームページ、パンフレット、マップ、ガイドブック、アプリ、VR・AR、映像資料等の作成・発信、案内・解説設備の整備等）

## 事業スキーム（イメージ）

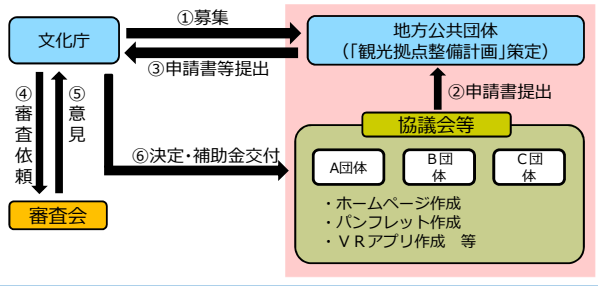


## 補助率の調整要件

①事業者の財政状況が弱い場合（事業規模指数（総事業費／過去３年の平均収入額）が0.1以上）：１０％加算
②文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画、歴史文化基本構想、歴史的風致維持向上計画が策定されている地方公共団体において事業が行われる場合：５％加算
③他の国際観光旅客税を充当する事業と連携して実施することを計画している場合：５％加算
④協議会等に観光庁に登録された日本版ＤＭＯが参加している場合：５％加算

# 文化遺産観光拠点充実事業

2020年度予算額　1,800百万円の内数
（2019年度予算額　3,474百万円の内数）

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

**趣 旨**

○ 近年、観光インバウンドがますます拡大する中、日本各地に根付く歴史・文化の体験・体感を通じ、外国人観光客に日本文化への理解を促進していくことが、我が国文化の魅力度の向上並びにインバウンドの質の向上のためにきわめて重要。
　一方、各地域では、**急増する訪日旅行客の受入体制の整備が十分ではなく**、各地域が有する**固有の文化的な魅力が十分に伝わっていない**状況にある。

○ このため、「日本遺産」や「世界文化遺産」など、**訪日外国人観光客が多く見込まれる地域**において、**文化財の魅力向上につながる一体的な整備**等を行うことにより、**文化財を活用した観光拠点としての更なる磨き上げ**を図る。

## 1．活用環境整備事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等）

**【内 容】**
日本遺産の構成文化財や世界文化遺産の構成資産、ユネスコ無形文化遺産の展示公開施設等を対象に、これらを活用するために必要なガイダンス施設、トイレ・休憩所等の便益施設、案内・解説設備等の整備へ補助を行う。（建造物の新築を除く。）

**【事業者】**
地方公共団体、協議会等

**【補助率】**
１／２（事業者の財政状況等により最大２／３まで嵩上げ）

既存建物を改修した
ガイダンス施設
（日本遺産センター）

休憩所兼トイレ

## 2．構成文化財魅力向上事業（日本遺産）

**【内 容】**
日本遺産の構成文化財である文化財建造物や美術工芸品を対象に、その外観等を健全で美しい状態に回復するための工事や、素材の脆弱性により活用に耐えられない文化財のカビの除去、剥落止め等の応急的・緊急的な処置等へ補助を行う。

**【事業者】**
日本遺産の構成文化財の所有者等

**【補助率】**
１／２（事業者の財政状況等により最大２／３まで嵩上げ）

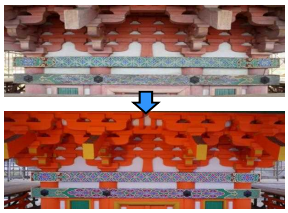

彩色の剥離・剥落した部分の補筆、
漆塗部分の漆がけ

※１．２．ともに文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業費及び国宝重要文化財等保存・活用事業費に係るものを除く。



# 重要文化財等防災施設整備事業

令和２年度予算額(案) 2,632百万円（新規）

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

【事業概要】ノートルダム大聖堂や首里城跡の火災を踏まえ、文化財の保全と見学者の安全を確保する観点から、必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について新たに補助を実施。（補助率：最大85%）

## 【対象文化財】

- 重要文化財（建造物）
- 重要文化財（美術工芸品）
- 重要有形民俗文化財
- 史跡名勝天然記念物
- 重要文化的景観
- 重要伝統的建造物群保存地区

※特に世界遺産・国宝の建造物や、重要文化財を保管する博物館等の防火対策については早急な対応を図る必要があるため、補正予算も活用するとともに、所有者負担の軽減策を重点的に図る。

## 【耐震対策】

・地震大国日本では、**文化財価値の保護**と**利用者の安全確保**のために耐震対策は必須

◆免震工事

≪免震装置の設置≫
大規模な近代建造物の場合、耐震補強工事ではなく免震工事を採用することがある。

## 災害から文化財を護る【防火施設・防災施設】

・我が国の文化財の多くは木造であるため**防火対策**は必須
・個別の**文化財特性**に応じた防火対策を実施
・その他盗難等から文化財を護るための防犯施設整備、耐火構造の保存活用施設整備を実施

**早期発見**

・**自動火災報知施設**を設置し迅速に初期消火へ

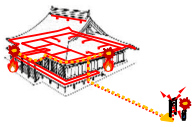

**初期消火**

・初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等

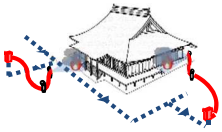

**延焼防止**

・近隣火災から護るための**ドレンチャー、放水銃**等

**※この他、易操作性の消火栓等の整備も支援**

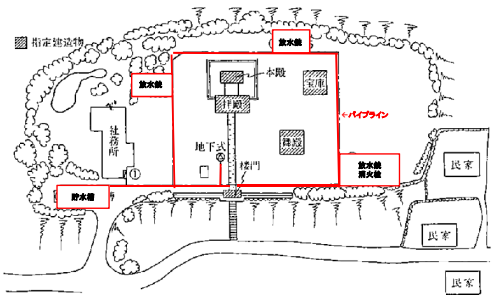


≪消火施設設置イメージ≫

≪消火施設（放水銃）の設置≫

# 世界文化遺産活性化事業を活用した取組事例
## ―「富岡製糸場と絹遺産群」を活かした地域活性化事業（群馬県）―

国庫補助事業を活用し、文化財を次世代へ継承していく基礎となる保存・活用の担い手の育成や多様な人々への価値・魅力の伝達、学術的な知見の収集等に複合的に取り組んでいる。

### 情報発信

〇世界遺産ブックレットの多言語化（中・仏・伊）
〇世界遺産ポスターの多言語化（英・中・仏・伊）

世界遺産ブックレット

### 人材育成

〇ガイド・解説員スキルアップ研修
：解説員団体等構成員への講習等を実施

ガイド・解説に役立つ話し方講座

田島弥平旧宅最新情報

### 普及啓発

〇世界遺産周辺の関連絹遺産の解説会・特別公開
〇世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」展
　学校キャラバン、県内小中高校　等

解説会の案内チラシ・マップ

世界遺産展

### 調査研究

〇富岡製糸場に関する聞き取り調査
〇田島弥平旧宅関連文献調査の実施

↓

操業時の様子や製糸場に関わった人々の活動が明らかとなったほか、田島家に残る養蚕関連資料を整理したことで、蚕種製造の全体像を把握する足がかりを作ることができた。

---

## （参考）ユネスコ無形文化遺産

### 条約の概要

2003年　**無形文化遺産保護条約** 採択　［2004年 日本締結（世界で3番目），2006年 発効］※世界遺産条約【有形遺産】（1972年採択，1975年発効）
【目的】 ■**無形文化遺産の保護**　■無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等
【内容】 ■**「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」（代表一覧表）の作成**
　■「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成　■ 無形文化遺産基金による国際援助 等　　**締約国数：178**

### 我が国の無形文化遺産登録（代表一覧表記載）状況等 （現在 21件 世界全体では429件）

重要無形文化財　文化審議会決定
重要無形民俗文化財　選定保存技術

| | |
|---|---|
| 2008 | 能楽　人形浄瑠璃文楽　歌舞伎 |
| 2009 | 雅楽　小千谷縮・越後上布【新潟】　奥能登のあえのこと【石川】　早池峰神楽【岩手】　秋保の田植踊【宮城】　チャッキラコ【神奈川】　大日堂舞楽【秋田】　題目立【奈良】　アイヌ古式舞踊【北海道】 |
| 2010 | 組踊　結城紬【茨城・栃木】 |
| 2011 | 壬生の花田植【広島】　佐陀神能【島根】　【情報照会】本美濃紙，秩父祭の屋台行事と神楽，高山祭の屋台行事，男鹿のナマハゲ |
| 2012 | 那智の田楽【和歌山】 |
| 2013 | 和食；日本人の伝統的な食文化 |
| 2014 | 和紙：日本の手漉和紙技術【石州半紙，本美濃紙，細川紙】　※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財（保持団体認定）である本美濃紙【岐阜】，細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。 |
| 2016 | 山・鉾・屋台行事　※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】，日立風流物【茨城】に，国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】，高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し，計33件の行事として拡張登録。 |
| 2018 | 来訪神：仮面・仮装の神々　※ 2009年に無形文化遺産に登録された甑島のトシドンに，重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】，能登のアマメハギ【石川】，宮古島のパーントゥ【沖縄】，遊佐の小正月行事（アマハゲ）【山形】，米川の水かぶり【宮城】，見島のカセドリ【佐賀】，吉浜のスネカ【岩手】，薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】，悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。 |
| 提案中 | 伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術　※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加して計14件の選定保存技術を提案。【2018年3月末提案。2019年3月に再提案】 |

### 登録までの流れ

■**締約国からユネスコに申請**（例年3月）
　［毎年，各国1件の審査件数の制限］
　※2018・2019は2年に1件の審査保証
　※無形文化遺産のない国の審査を優先
↓
■**評価機関による審査**
↓
■**政府間委員会において決定**（翌年11月頃）
①記載（inscribe）　②情報照会（refer）
③不記載（not to inscribe）

### 登録基準＜無形文化遺産保護条約運用指示書（抜粋）＞

■**申請国は，申請書において，代表一覧表への記載申請案件が，次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。**

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
   （a）口承による伝統及び表現（b）芸能（c）社会的慣習，儀式及び祭礼行事
   （d）自然及び万物に関する知識及び慣習（e）伝統工芸技術
2. 申請案件の記載が，無形文化遺産の認知，重要性に対する認識を確保し，対話を誘発し，よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。
3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
4. 申請案件が，関係する社会，集団および場合により個人の可能な限り **幅広い参加**及び彼らの自由な，事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
5. 条約第11条および第12条に則り，申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。

# （参考）日本遺産

令和２年度予算額(案)　672百万円
（前年度予算額　672百万円）

文化庁
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

## 概 要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを2020年までに100件程度、「日本遺産（Japan Heritage）」として認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化・観光振興を図る。

## 従来型の文化財行政

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定

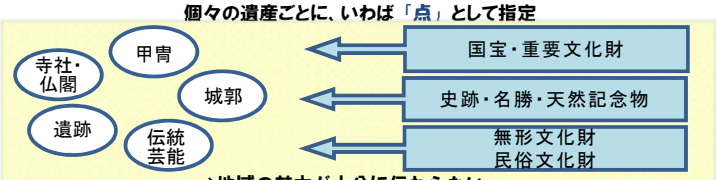


⇒地域の魅力が十分に伝わらない

## 日本遺産（Japan Heritage）

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信

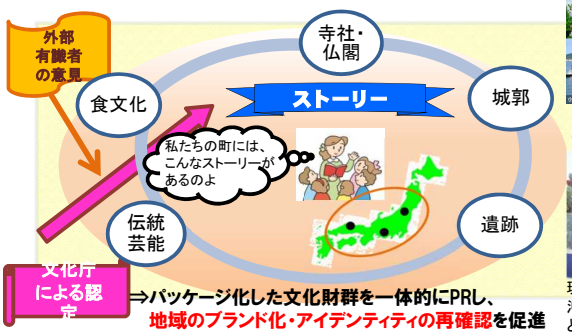


⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、
地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進

本邦国策を北海道に観よ！
～北の産業革命「炭鉄港」～

琉球王国時代 から連綿 と続く沖縄 の伝統的 な「琉球料理 」と「泡盛 」，そして「芸能 」

## 日本遺産地域に対する支援

### 地域文化財総合活用推進事業

認定地域が、日本遺産を通じて地域の活性化や観光振興を推進する取組に対する支援

①人材育成事業
- 観光ガイドやボランティア解説員の育成

②普及啓発事業
- ワークショップ、シンポジウム、PRイベント等の開催

③調査研究
- 旅行者（訪問予定者）の嗜好性 調査等

### 日本遺産プロモーション事業

- 地域のニーズにあった専門家の派遣（日本遺産プロデューサー派遣事業）による地域活性化の支援
- 日本遺産ポータイルサイトを通じた国内外への情報発信、「日本遺産の日（２月１３日）」を中心に日本遺産認定地域と連携した普及啓発イベントの開催、ツーリズムEXPOジャパンへの出展等による認知度・ブランド力の向上
- 民間企業等との連携強化を図るために官民連携プラットホームの形成